

平成21年第4回京丹波町議会定例会（第5号）

平成21年12月24日（木）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 選挙管理委員及び同補充員の選挙について
- 第 4 同意第 5号 監査委員の選任について
- 第 5 同意第 6号 公平委員会委員の選任について
- 第 6 同意第 7号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 7 同意第 8号 固定資産評価員の選任について
- 第 8 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 9 議案第108号 京丹波町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第109号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第110号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第111号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第13 議案第112号 京丹波町三ノ宮財産区有地の処分について
- 第14 議案第113号 平成21年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）
- 第15 議案第114号 平成21年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第16 議案第115号 平成21年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第116号 平成21年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第117号 平成21年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第19 議案第118号 平成21年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第20 議案第119号 平成21年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第3号）
- 第21 議案第120号 平成21年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第3号）

- 第 2 2 議案第 121 号 平成 2 1 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 3 議案第 122 号 平成 2 1 年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 4 議案第 123 号 平成 2 1 年度 学校情報通信技術環境整備事業 京丹波町立学校  
教育用デジタルテレビ及び電子黒板機能付きデジタルテレビ等購  
入契約について
- 第 2 5 議案第 124 号 平成 2 1 年度 学校情報通信技術環境整備事業 京丹波町立学校  
教育用及び校務用コンピュータ等購入契約について
- 第 2 6 発委第 4 号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書
- 第 2 7 閉会中の継続調査について

## 2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

## 3 出席委員（15名）

- 1 番 横 山 勲 君
- 2 番 岩 田 恵 一 君
- 3 番 篠 塚 信太郎 君
- 4 番 梅 原 好 範 君
- 5 番 森 田 幸 子 君
- 6 番 村 山 良 夫 君
- 7 番 山 内 武 夫 君
- 9 番 野 口 久 之 君
- 10 番 坂 本 美智代 君
- 11 番 原 田 寿賀美 君
- 12 番 村 松 篤 郎 君
- 13 番 北 尾 潤 君
- 14 番 小 田 耕 治 君
- 15 番 山 田 均 君
- 16 番 西 山 和 樹 君

## 4 欠席議員（1名）

8番 東 まさ子 君

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（19名）

町 長	寺 尾 豊 爾 君
副 町 長	畠 中 源 一 君
教 育 長	寺 井 行 雄 君
会 計 管 理 者	岡 本 佐 登 美 君
参 事	田 端 耕 喜 君
瑞穂支所長	野 村 雅 浩 君
和知支所長	藤 田 真 君
総務課長	谷 俊 明 君
監理課長	山 田 洋 之 君
企画情報課長	岩 崎 弘 一 君
税務課長	稲 葉 出 君
住民課長	伴 田 邦 雄 君
保健福祉課長	堂 本 光 浩 君
子育て支援課長	山 田 由 美 子 君
地域医療課長	下伊豆 かおり 君
産業振興課長	久 木 寿 一 君
土木建築課長	十 倉 隆 英 君
水道課長	中 尾 達 也 君
教育次長	野 間 広 和 君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	長 澤 誠
書記	石 田 武 史

開議 午前 9時00分

○議長（西山和樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、平成21年第4回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（西山和樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、3番議員・篠塚信太郎君、4番議員・梅原好範君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（西山和樹君） 日程第2、諸般の報告を行います。

21日に議会広報特別委員会が開催され、広報発行に向け協議されました。

本日、本会議終了後、全員協議会を開催いたしますので、議員の皆さんの出席をよろしくお願いたします。

8番議員・東まさ子君から、本日の会議を欠席する旨、届けがありましたので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第3、選挙管理委員及び同補充員の選挙について》

○議長（西山和樹君） 日程第3、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

選挙管理委員に、大西新一君、安井安郎君、谷垣忠君、正田泰丈君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した大西新一君、安井安郎君、谷垣忠君、正田泰丈君が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、十倉さちよ君、鈴木修君、小倉きくみ君、比村住ノ江君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、十倉さちよ君、鈴木修君、小倉きくみ君、比村住ノ江君が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りいたします。

補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） ご異議なしと認めます。

よって、補充の順序は、議長が指名した順序に決定いたしました。

《日程第4、同意第5号 監査委員の選任について》

○議長（西山和樹君） 日程第4、同意第5号 監査委員の選任についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより同意第5号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第5号 監査委員の選任についてに同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(西山和樹君) 起立全員であります。

よって、同意第5号は同意することに決定しました。

《日程第5、同意第6号 公平委員会委員の選任について》

○議長(西山和樹君) 日程第5、同意第6号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより同意第6号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第6号 公平委員会委員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(西山和樹君) 起立全員であります。

よって、同意第6号は同意することに決定しました。

《日程第6、同意第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任について》

○議長(西山和樹君) 日程第6、同意第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより同意第7号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(西山和樹君) 起立全員であります。

よって、同意第7号は同意することに決定しました。

《日程第7、同意第8号 固定資産評価員の選任について》

○議長(西山和樹君) 日程第7、同意第8号 固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長(寺尾豊爾君) 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、今期定例会は本日で最終日となりましたが、開会以来、議員各位におかれましては、連日、熱心にご審議いただいておりますこと、心から厚く御礼を申し上げます。

それでは、早速でございますが、本日、追加提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

同意第8号 固定資産評価員の選任についてであります。これまでお世話になっておりました上田正氏から辞任の申し出を受け、これをお受けしたところであります。後任の評価委員には、副町長の畠中源一氏を選任することについてお願いをいたしております。

固定資産評価員は、地方税法第404条の規定により、市町村長の指揮を受けて、固定資産を適正に評価し、かつ市町村長が行う価格の決定を補助するため設置することとされております。

畠中氏の行政運営における豊富な知識と経験から、職務を適切に務めていただけるものと存じております。

ご同意賜りますように、よろしくお願いたします。

○議長(西山和樹君) 以上説明のとおりでございます。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより同意第8号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第8号 固定資産評価員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(西山和樹君) 起立全員であります。

よって、同意第8号は同意することに決定いたしました。

《日程第8、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長(西山和樹君) 日程第8、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これをもって質疑を終結します。

お諮りいたします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任として答申することにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) ご異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は、原案の推薦者を適任とし、答申することといたします。

《日程第9、議案第108号 京丹波町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(西山和樹君) 日程第9、議案第108号 京丹波町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第108号を採決します。

議案第108号 京丹波町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第109号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(西山和樹君) 日程第10、議案第109号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第109号を採決いたします。

議案第109号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

《日程第11、議案第110号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(西山和樹君) 日程第11、議案第110号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第110号を採決します。

議案第110号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

《日程第12、議案第111号 公の施設の指定管理者の指定について》

○議長(西山和樹君) 日程第12、議案第111号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

坂本君。

○10番(坂本美智代君) 1点お伺いします。

今回提案をされております、食彩の工房の公の施設の指定管理者ということで、新たにまた5年という契約をされることをお聞きはいたしました。この19年度の4月から食彩の工房、指定管理者ということで、いつ屋さんと丹波清光ファームですか、そこに移行はされましたが、この19年度から21年度までの3年間で1,500万円という管理料を町から出してあります。

その1年ごとの、町としての公の施設でありますので、検証はされてこられたのか、その点をお伺いしたいのと、3年をなぜ5年にされたのか、その点もお伺いします。

○議長(西山和樹君) 寺尾町長。

○町長(寺尾豊爾君) 担当者から詳細に説明させます。

○議長(西山和樹君) 久木産業振興課長。

○産業振興課長(久木 寿一君) まず初めに、3年間の検証でございますが、総合的に、3

年間、まだ満たしておりませんが、現時点では、施設の維持管理の面におきましては、大きな施設の損傷もなく、適切な維持管理に努められたというふうに評価をさせていただいております。

あと、それに加えて、製造加工、いわゆるこの施設の維持管理を越える部分、指定管理者が営業面においての部分ですけれども、平成19年度におきましては、予定されていましたが技術者が確保できなくなりまして、厳しいスタートを切られたということで、かなり製造面においては苦しい状況でありました。資格を必要としない黒豆加工品の製造販売については、町直営時代からの事業が継続されたのではないかなというふうに思っております。

それから、2年目であります平成20年度におきましては、食品衛生管理者がようやく採用されまして、牛乳を原材料とした商品の製造加工販売をされました。その途中、国ですね、経済産業省によります農商工連携事業というのがあるんですが、農商工連携事業活動の、京都府第1号の認定を受けられたということで、一定の製造加工の活動ができたのではないかなというふうに思っております。

3年目におきましては、さらに、肉加工の技術者を採用されまして、ようやく人材もそろいまして、これから製造販売が安定的に実施できるのかなということで考えております。

それから、2点目の質問でございますが、指定管理期間を5年と定めたことにつきましては、提案理由の中でも申し上げましたが、機器類など製造加工の投資に対する採算面、それから、中・長期的な計画や展望に基づいた運営という観点、また、雇用ですね、人材育成、技術の習得部分も含めまして、総合的に判断しまして、5年というふうに設定させていただいた次第でございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 横山君。

○1番（横山 勲君） 私も何点かお尋ねをさせていただきたいというふうに思うわけでございます。

まず最初にお尋ねをしたいのは、今回提案をされております食彩の工場の指定管理にかかわることでございますが、これらについての議案書について、まずお尋ねするわけでございますが、この議案書については、本当にこう3枚つづりで、議案書と位置図と、それから、清光ファームの概要と食彩工場の概要施設の説明書のみであります。

本来、提案をいただく場合には、これらの資料だけでは、なかなかこうしたことについて、今も質問出ておりましたが、非常に審議がしにくいといえますか、中身がわからないということが実態でなかろうかなというふうに思うわけございまして、とりわけ、指定管理料

等々についても、口頭で説明がされて、そして、何でも、議会運営委員会では報告もあったようでございますが、我々の所属しております委員会にも、全くそこらのことについても、質問によって回答いただけると、こうした程度でございますが、ほんと、資料そのものが審査するについては非常に不備といいますか、少なかったというふうに思うわけでございますが、今後こうしたことについて、少なくとも、やっぱり産業委員会、常任委員会等については、もっと具体的な詳しい資料等の提示をお願い申し上げたいと思います。

あるいはまた契約の内容だとか、指定の内容だとか、そうしたものについても提出をいただきたいというふうに思いますが、そうした資料について、今後いただけるのかどうなのか、町長にまずお尋ねをいたします。

それから、2点目でございますが、12月14日でございますが、産業建設常任委員会の審査の折に、ちょっと古かったんですが、19年の私の調査結果として、今もこれらの指定期間の問題が出ておりましたが、3年間の比率が非常に高い資料がありましたので、その辺の事のお尋ねをいたしましたところ、一定、町長の認識そのものも、私の申し上げておりましたことに対する、これは任期だけのことではございませんでしたが、同じような認識を実は示されたわけでございますが、そうした認識について、今も同じような認識を持っておられますのか、町長に対して、2点目の質問としてお尋ねをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、お答えいたします。

資料については、これから常任委員会に付すときは、さらに詳細なものをつけて、これから審議していただくように頑張っていきたいという、そういう思いでまずはおります。

2点目の、契約期間であります。当初、係、担当課長から相談を受けたときも、3年が望ましいかなという思いを持ってましたので、議会運営委員会では、これは非公式の場にして下さいねということで、個人的な思いは述べた事実があります。そのことはお認めいたします。

その後、担当課長からる説明を受けまして、5年でいきたいというふうに申しましたそれなりの理由がありますので、5年の任期でご提案をさせていただいているところであります。

○議長（西山和樹君） 横山君。

○1番（横山 勲君） ひとつ率直に申し上げてきたいと思いますが、竹野地域では、公の施設、いわゆる公共性の施設としての食彩の工房の認識といいますか、この認識と現状の姿を顧みますときに、多くの住民は、極めて冷え切った見方が大半だと見受けられます。

そうした状況の中で、地域住民として、食彩の工房はいつつ屋さんの商売のための食肉工場、もしくは加工所であるという認識が今では大半ではなかろうかなど、そんな思いをいたしております。

そうした状況でございますので、住民の多くは、京丹波町がお金を支払ってまで、なぜいつつ屋に施設の使用を認めているのか。むしろそれは反対ではなかろうかなど。施設の使用料を京丹波町がなぜ徴収しないかという見方が一般的な見方であります。

また、私も、現状の事業展開を見ますについては同様の考え方を持っております。全く公の施設としての認識は希薄化をしておるのではなかろうかというふうに感じております。

そこで、寺尾町長にお尋ねいたしますが、町長は、今後、公の施設、食彩の工房は、今回の契約更新の時に、いわゆる基本協定書だとか、仕様書だとか、そうしたものを一緒に締結をされるだろうというふうに思いますが、これらの今後締結されるでありましょうその約束の事項について、誠実に、確実に履行されることを、そうしたことについて、管理監督を町によって確実に実施されるのか、また、そのことができるのか、お尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、雇用とかいうことを考えた場合に、5年にせんと、なかなか雇用の安定が難しいという答弁があります。そのとおりだと思います。3年では人材育成ができないんです。5年にすることによって、また、清光ファームさんの方も、以前ですと、1,500万円、1,450万円か、少しずつ減りましたけれども、約1,450万円ぐらい、指定管理料を払っておったのが、今回は990万円でしたか、正確にはちょっと覚えてないんですが、また担当者から正確に金額はお示しするとして、減らせるんだというような説明も受けました。

そういうことで、私は、今回、5年ということでご提案をしているところであります。

2点目の、管理、監査、検査、こういうことについては厳重に行っていきたいと、そんな思いでおります。

○議長（西山和樹君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木 寿一君） 指定管理料についてのご質問でございますが、指定管理料につきましては、営業の部分、いわゆる商売の部分は、製造加工・販売業務でございますけれども、除きまして、施設の維持管理による一般管理経費と、あと、都市交流事業としましての手づくり体験教室等の運営費を基本に算定しているところでございます。

額につきましては、1年目が990万円、2年目が940万円、3年目が900万円、4

年目が870万円、5年目が850万円というふうに設定をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 横山君。

○1番（横山 勲君） 今、町長からお話いただきましたように、ぜひ管理監督、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

実は、これは食彩の工房のこの議案から少しちょっと離れたことになってお尋ねして申しわけないんですが、お許しいただきますことを事前にお願いを申し上げて質問させていただきたいと思います。

実は、ゆうべ、ホームページをちょっとのぞいておりますと、入札の公示が出ておりました。それは、工事名は、平成21年度山村振興対策事業食彩の工房周辺整備事業という事業でございます、その事業の中身を見ますと、農道の舗装が166平米、駐車場が490平米、路面の排水溝といいますか、そうした行為であるというふうに、これが公示されておりました。

このことを申し上げますのは、ちょっと中身がわからんですが、農道が166平米含まれとるという話でございます。農道というのは、実は、どこか場所はわからんですが、食彩の工房の周辺付近の農道が、今回、緊急経済対策事業によりまして、農道の舗装事業が実施されます。その農道が実施されます部分との整合性がどういうふうに保たれるのか、そして、当然、私、これ三遍目の質問でございますから、もう一緒に話しておるんですが、農道整備の場合には、本来、地元負担金が発生をするわけでございますが、その辺との関係がどういうふうになるのかなど、このことが2点目。

それから、3点目としては、同じように、この場所については、京都府が、実は、高岡井堰という井堰の上流の河川改修を、同じく3月いっぱいかけて実施をするということで、既に工事が始まっておるわけでございますが、それらの工事の進入路にも当たっておる場所もございます。

そうした、今申し上げておりますように、その辺の工事との関連をうまくいろいろ協議をされておるといふふうに思うんですが、工事間と工事のそうした関係、今申し上げておりますように、ちょっと食彩の工房の工事周辺整備事業について、農道との絡み、あるいはまた農道についての負担金との問題等々、どなたにお尋ねしたらいいかわからないんですが、ご質問いたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 多分、議員、大方はご存じなんだろうとは思いますが、私も地図で説

明を受けました。そうしますと、町道から食彩の工房に入る部分、ちょっと傾斜になっている部分が荒れているようです。そのことを改修するのだと思いますが、詳細については担当課長から説明させます。

○議長（西山和樹君） 田端参事。

○参事（田端 耕喜君） ただいまのご質問の件でございますが、私の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

今回、工事の入札公告の方に上げさせていただきました件につきましては、かねてより、食彩の工房、ちょうど西側の府道沿いになる部分でございますが、旧の河川敷がございまして、現在は廃線となっております。その部分に、非常にたくさんの水が抜けないというような状況が生じてきておりまして、地元の近隣の皆さん方からも、何とかここの排水をうまくできるようにお願いしたいというようなことでご要望も預かってきておりまして、いろいろと検討する中で、ちょうど府道の境界の部分とのガードレールのところが、道路と旧の河川とのちょうど境界になるわけでございますが、この部分で、いわゆる京都府の許可をいただかなければならない部分もございまして、何とかこれを、スムーズにこの部分を改修していきたいということで、本年度、予算の方もお世話いただいております、この部分の施工をということで工事を発注させていただく予定としております。

その取り合いの関係で、府道からの、ちょうど食彩の工房南側のところに農道があるわけでございますが、ここは、関連いたしまして、一緒にその部分を食彩の周辺用地として舗装させていただくということで、全線をさせていただくわけではございません。関連する部分だけをさせていただき、その面積につきましても、166平米余りの部分がそこに該当するわけでございますが、その部分も一体的に舗装させていただくということで、本件に係りましては、地元の分担金ということは考えておりません。

なお、その敷地内の排水を行うために、水路も設置させていただくということでございます。

もう1点、ご質問ございましたように、現在、緊急対策の交付金を活用させていただきまして、農道を高岡地内で3路線であったと思っておりますが、発注させていただく準備をさせていただいております、こちらにつきましては、それぞれ受益というのが明らかになっておりまして、その舗装することによりまして、価値が上がる部分を地元の分担金としてちょうだいするというようなことで、3路線、これは別の、下村から上流の部分でございますが、こちらの方で計画をさせていただいているというようなことでございます。

また、高岡井堰の河川改修の部分との工事の調整につきましては、当然ながら、私どもと、

それから、向こうの事業主体でございます京都府さん、あるいはまた、工事業者との間で調整を図りながら、年度内に完了するように進めていきたいと、このように考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○1番（横山 勲君） ちょっと、私、もう三遍済みしましたので、これ以上質問することができませんので、後ほど、担当課にお尋ねいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 私も何点かちょっとお尋ねをしておきたいと思うんですが。

もともと、この指定管理制度の導入の目的というのは、利用者による多様で満足の高いサービスを提供すること、また、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するために、民間事業の事業者のノウハウを活用すると。もちろん、自治体の財政負担の軽減というのはあるわけでございますけれども、そういうようなことで、全国的にこの指定管理制度がやられておるわけですし、取り組まれておる部分もあるんですが。

そういう点から、京丹波町の公の施設の指定管理の指定を行う手続に関する条例というのが、平成18年6月25日に制定をされておりました、その4条を見ますと、指定管理の候補者の選定というのがございまして、そこで、一つには、町民の平等な事業の確保及びサービスの向上が図られるものであること。事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減を図るものであることなど、一定そういうものがここでは示されておるわけでございますが、先ほど、担当課長の方からは、いわゆる維持管理については十分できておるんだと、こういうことございましてけれども、施設そのものの中身のことからすると、1,500万円、1,450万円、1,400万円と、3年間そういう形で指定管理料を払うということになっておったわけでございますが、1年ごとの検証がされて、先ほど、担当のそういう専門の技術の人がいなくなったとか、そういうこともありましたけれども、そうしますと、当然、町が直営でやっつけたわけでございますから、その内容が引き継がれなければ、本来、その指定管理料というのは、途中で削減するとか、見直すとかいうことがあって当然やと思うんですが、当初の予定どおり、この3年間、1,500万円、1,450万円、1,400万円とこうきたんですが、やっぱりその1年ごとの検証なり、そういう指導を含めて、ほんとに中身がきっちりそういうふうになされておったかどうか。当然、期限の参入時前には、1年間の事業を受けるということにも、この条例にもなっておるわけでございますけれども、そういう点についてどうであったのか。全くその中身については議会にも報告されておられませんし、実際にそういうことをやられてきたのか

どうかという点、ちょっと伺っておきたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 詳細については、また、担当課長から答弁させるとして、過去のこと、少なくとも、担当常任委員会には、1年ごとと言わず、やっぱり1年に2回ぐらいは、もう当然これ報告すべき私は案件だというふうに承知します。

以後、そのような取り扱いしていただく、私の方からも申し入れしますし、そういうふうに取り扱ってもらったらうれしく思います。

○議長（西山和樹君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木 寿一君） 指定管理料と施設の運営との関係でございますが、先ほども申し上げましたが、一定、その施設を維持管理するという面において必要な維持管理経費、一般管理経費を上げさせてもらってまして、さらには、都市交流事業として、手づくり体験教室、例えば、今では、アイスクリームの手づくり体験教室が行われておりますが、こういった部分の経費を算定して、指定管理料として定めております。

それから、業務報告書につきましては、毎年提出されておりました、一定担当者がヒアリングをする中で、その報告を受けている次第でございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） ちょうどこの指定管理が提案されたのが、19年の3月議会でした。条例ができたのは、その前の年の12月でございましたけれども、わずか3カ月で条例をつくって、指定したと。いわゆる工場の形も非常に短い期間でやったという経過もあるんですが、そのときのいわゆる説明では、過去の3年間の施設費等から算出して、860万円と660万円、そういうのを出して、それで、管理経費として1,500万円にしたという、こういう説明があったんですが、実際、いろいろな収支を見ておきますと、実際に維持管理というのは860万円余りでいけるんじゃないかと思うんですが、この数字からすれば。実際にそれは町が直営でやっとならぬのを、今度は民間に渡したわけですから、ただ、町が赤字の分がそんだけ減るんじゃないかという、そういう見方だけでは、本来のこの指定管理の考え方からすれば、やっぱり大きく違っておるんじゃないかというふうに思うんですが、やっぱりその辺の検証をしていくためには、ほんとに1年間、どういうふうに運営されて、ほんとにこの設置目的の農業振興やとか、地域のそういうかかわりの中でどうであったのかということが、本来、1年ごとに検証されて、指導したり、それに基づいてやっぱりどうするのやという、そういう考えでなかったら、やはり指定したらもう業者任せというのでは、公の施

設の管理をするという、そういう立場からすれば、趣旨が違うんじゃないかということと、逆に、行政の責任がそこは問われてくるというふうに思うんですが、やっぱりその辺の甘さといいますか、もう任せといたらええんやというのがあったんじゃないかというふうに思うんですが、やっぱりそういう立場に立って、しっかりやはりこの施設の管理運営を見ていく必要があるし、いわゆる京丹波の場合には、第三セクターに指定管理しとるのが多いんですが、この食彩の工房については、一民間企業に指定管理をしとるわけですから、やっぱりそういう点では、厳しくそういうチェックをするということがやっぱり求められるんじゃないかと思うんです。

また、今度、新たに指定の期間を5年とすることについて、いわゆる先ほどからありましたように、短期であれば安定的な管理運営に支障が出る。しかし、長期になれば、民間活力という趣旨が形骸化されるんじゃないかという、こういう指摘もあるんですが、結局、それで、5年すれば、もうほんとに次の方向というか、もう出てこない、もうそこへ渡してしまうということですか、もう固定化してしまうというおそれも十分あると思うんですけれども、そういう考え方というのはないのかどうか、そういう見方、伺っておきたい。当然、施設も老朽化してきますので、その点でもどうするかという問題ももちろん出てくると思うんですけれども、その辺についての考え方がどうなのか。

それから、そのときにもいろいろ、当時のときにお尋ねもした経過もあるんですが、この条例等から見ますと、指定管理の、いわゆる選定委員会の町長は意見を聞いて、そして決めるということになっとるんですが、この選定委員会の規定を見ますと、委員というのは、町職員のうちから町長が任命すると。内部で指針を決めて、内部で決めるやり方をこれやっとるわけですが、一向にこの規定も改正されてないと。本来、やっぱり公の施設ですので、第三者の方やとか、そういう専門家も入れたりして検証するというのも本来あるべきと思うんですが、その辺はどうであったのかということも、改めてお尋ねしておきたいと思います。

また、今度の場合、指定管理を公募する場合でも、この条例の施行規則では、告示の方法として、役場と支所の掲示板へ掲示するというのと、町広報とホームページに掲載ということになってます。その他、町長が適当と認めるものと、こうなっとるんですが、本来、本当に公の施設であれば、本来のこの施設の趣旨を生かすという意味から、狭く、町内業者だけを限定したような、そういう考え方で、本来、施設のあり方やとかいうのももっと広く考えるべきじゃないかということも、いろいろ当初、施設そのものの指定管理するときには、そういう方向も示されとったんですが、そういうことしかされておられませんし、例えば、商業新聞であります京都とか、毎日とか朝日にも載せるということかて一つの方法だと思うん

ですが、そういうこともされてきていないわけですから、そういうものへのあり方、考え方、その点について、もう一度伺っておきたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

詳細については、また担当者から答弁さすとして、私も、実を言うと意外だったのは、選定委員会が主に職員であり、しかも、町長がそれを任命しているという事実はちょっと違和感を覚えました。私が、これから選定委員会の人選については、もっと外部あるいは有識者と言われる人、そういう人、あるいは消費者、それを実際食べたり、使ったりされる方もぜひ入ってもらおうというような人選を進めてまいりたいと、そのように考えております。

残余は担当者から説明させます。

○議長（西山和樹君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木 寿一君） まず、5年間で指定管理者が固定してしまうのではないかなというご質問だったと思いますが。

一定、5年とする目的は申し上げたとおりでございます。さらに、その5年後、この食彩の工房、公の施設を今後どうしていくのかということにつきまして、その時点に立ちまして、一定の方向が出され、また、次の指定管理制度を導入する際に当たっては、また新たな視点、その時代の要請に沿って設定されるというふうに考えておりますので、今回につきましては、5年と設定させていただいた理由は、さきに申し上げたとおりでございます。

それから、公募の際の公告方法でございますが、一定、その募集の期間の制限もございまして、紙による広報紙によるお知らせについては、時間的に困難であるということで、大変申しわけなかったんですけれども、町のホームページで公告をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 田端参事。

○参事（田端 耕喜君） 先ほどのご質問の中で、選定委員会そのものが、すべて、町長が認めた行政のこの中で行われるということでございますが、この内規に基づきまして、その他関係する方々からご意見をちょうだいすることもできることになっております。

それを活用させていただきまして、今回の選定委員会には、施設建設趣旨の観点から、京都府の南丹振興局の農林商工部の方から、1名の外部からの委員さん、それからまた、経営という観点から、専門的な知識をお聞きしたいということで、税理士1名の方に一緒に中に入らせていただきまして、選定委員会を構成し、その中で審議をさせていただいたということ

でございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 今回の場合は、今、参事からありましたように、そういう方の意見を聞いたということだけで、選定委員会そのもののメンバーにはなってませんので、やはりきっちりそういういろいろな幅広い人を入れて検討していくということもやっぱり基本だと思うので、その点だけは申し上げておきたいと思うんですが。

最後に聞いておきたいのは、示されております仕様書ですね、これに基づいて3年間、内容を十分できておったというように、当然そういう前提で新たに指定管理を再度しようということだと思んですが、そういうように、きちっと仕様書に基づいてできておったという判断をされておるのかということと、それから、もともと、この施設を指定管理するということが、どういうほなら目的であったんかと。ただ、町の持ち出す経費を減らすことだけが目的だったのかということやないと思うんです。当然、あの施設というのは、補助を受けて、町の財産としてつくったわけですから、農業振興や地域の振興のために使おうと。当然、そういう形でできたわけですから、その設置目的、建てた目的に沿ってこの施設がどういうように活用されて、そして、その目的の上でどういうように運営していくんやという、そういうことに基づいて、ほな指定管理をしようということになったと思うんです。

そういうことの立場に立てば、やっぱり地域との、先ほどからもありましたけれども、農家との連携やとか、うまく地域振興、農業振興につながっていくという、やっぱりそういう目的が年々積み重なっていかなければ、ただ単なる指定管理料を払うだけということになるし、地元からは、何でそんなところにお金払うんやと、施設はただで利用して、管理料やいうて、毎年1,500万円なりのお金をもらっとったと。今度から1,000万円近い金が入るわけですから、やっぱりそういう点がほんとにどうなのかということが問われてくるわけですので、やっぱりそこには、この維持管理をする責任がある行政が、ほんとに力量が問われるというように、責任も問われるというふうに思うんですけれども、その辺はどうなのか。5年後、また考えたらいいということではなしに、やはりこの施設が本来の目的に沿って活用されていくということのために指定管理しとんだという立場から考えたら、もっとやっぱりそういう将来の方向づけを考えながら指定管理をし、また、指定との管理運営を指導していくと、こういうことになろうかと思うんですけれども、その点伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 3年間については、仕様書、協定書、そういうもの全部書類完備して

いると思います。それに基づいて、担当者、きちっとやってきてくれているように報告は受けました。

何度も申して恐縮ですが、私、在任中は、この5年間、少なくとも、担当常任委員会の産業建設常任委員会に契約先、出席を求めて、きちっと6カ月単位ぐらいで説明してもらうように、少なくともそういうことはしてもらいたいなという思いでおります。

残余について答弁があれば、担当課から説明させます。

○議長（西山和樹君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木 寿一君） 今後におきましては、経費節減というほかにも、本来の指定管理制度によります公の施設の運営というところの設置の目的に従いまして、町も単に委託するだけでなく、指定管理者に対して協議または指導する中で、地域にとりましても、京丹波町にとりましても、有益な施設になりますように、担当課、町といたしましても努力していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（西山和樹君） 山田均君。

○15番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第111号 公の施設の指定管理者について、反対の立場から討論を行います。

今回提案されております、公の施設の指定管理者の指定は、京都・丹波食彩の工房を農事組合法人丹波清光ファームと株式会社いづつ屋を指定するものです。

提案されております、京都・丹波食彩の工房の指定管理者の指定は、平成19年3月議会に提案されたのが最初の指定管理でございました。

当時、農事組合法人資格を申請中に指定管理を行うことは問題がある。また、町民の財産を一企業に、しかも、運営費1,500万円もつけて渡すことは、農業公社やとか、NPO法人などの委託とは違い、厳しい条件で行うことも必要であること。株式会社いづつ屋の主な事業内容では、食彩の工房の設置目的や農業振興とつながらない点も指摘をしてきました。

また、12月、条例して、3月に業者を指定する。余りにも性急なやり方、十分な期間をとって公募も行うべきであること。選定委員会も、町民の代表や専門家などを加え、幅広い委員会を設置するべきことも求めてきました。

今回提案されている指定管理者の指定では、引き続いて、農業組合法人丹波清光ファーム

と株式会社いづつ屋を指定するものです。また、期間も、今回は5年となっております。5年後の次は、さらに5年となっていけば、指定管理の業者に施設も引き渡すことになっていくのではないかと。本来の指定管理の目的から大きく逸脱していくということにもなってまいります。

また、運営費についても、町直営で行われていたときの業務内容も運営方法も大きく変わっているのに、指定管理料は予定どおり支払われてきました。1年ごとに設置目的や仕様書に基づいて検証がされ、できていなければ、指定管理料の減額などの変更も当然行われてしかるべきですが、何ら変更はされてきておりません。指定した行政の責任が厳しく問われていると思います。

京都食彩の工房の設置目的や仕様書に基づいて、改善や、また、取り組まれる方向がはっきり見えてきません。指定する業者の問題ではなく、まず、設置目的や仕様書に基づいて指導や運営が十分できていたかの検証を明らかにし、今後のあり方とあわせて、指定管理をいつまでも行うのかなど再検討して取り組むことを指摘して、反対討論といたします。

○議長（西山和樹君） 討論はありませんか。

横山議員。

○1番（横山 勲君） 私は、ただいま提案をされております議案第111号 公の施設の指定管理者の指定について、賛成の立場から討論をいたします。

食彩の工房は、平成12年7月に、総事業費3億9,000万円を投資して、生産から製造、販売までの一貫した地域の特産品の開発を目的として、さらに、農作業実習やとか、加工施設を利用した体験実習の場として、さらにまた、丹波の朝採れ市などの住民との触れ合い交流の場として、竹野地域の産業経済の活性化と雇用の創出を目的に、さらに、黒豆の作付拡大と付加価値の高い作物の導入によりまして、農地の保全、所得の向上とあわせて、地域の活性化を図ることを目的として設置がされたものであります。

都市住民との触れ合い交流では、黒豆学校や、オーナー制によります野菜教室の開催だとか、黒豆枝豆のもぎ採り体験、朝市販売、黒豆枝豆も3キロボックスなどの販売のほか、漬物やとか、豆腐だとか、あるいは正月用の白ミソづくりなどの、いわゆる消費者との触れ合い交流が実施されておりました。さらに、加工グループの活動も当時は活発でございました。特産品加工グループ、いわゆる竹野の加工グループだとか、たんぼぼのグループだとか、なでしこのグループ等々が非常に活発でございまして、日本で初めて黒豆の金つばなども開発され、大臣表彰も受けて、竹野地域のみならず、旧丹波町全体の農作物加工場として、さらに、住民が相集い、食彩の工房での対話と、各グループの加工食品の開発・製造に、さらに、

いろいろなイベントにおけますお弁当づくりの活用だとか、そうした交流体験に多いに貢献をしまいでしておりました。

さらにまた、地域におきましては、食彩の工房の付近の、いわゆる玄関口から、周り周辺、花壇の植栽から管理まで一切を、その竹野地域でお世話になるなどして、地域としても大変な協力をいただいでおった施設でございでます。17年当時を振り返りますと、来場者が黒豆のもぎ採り体験を基本にしながら、バスでおよそ200台ぐらいで、人数で8,000人から9,000人のお客様が、都市住民の皆様を迎えたところだございでまして、しかしながら、当時、収支面を見ますと、収入が5,538万4,000円、支出が7,733万1,000円という、およそ2,200万円、差し引きしますと大きな赤字でありましたことから、食彩の工房が指定管理者制度の導入が図られたところだございでます。

そして、先ほどもありましたように、いづつ屋に対し指定がされたわけだございでますが、竹野地域を初めとしていろいろな問題点が発生をいたしました。

一つは、その移行に際しまして、町は全く一方的に何の前ぶれもなく、当時の松原町長名で、いわゆるその施設を使っいでおります個人情報はいづつ屋に引き継ぎ、従来どおり使用するといった内容のはがきが住民に対して送付されたことがまず1点。

それから、当時の所長名で、突然、牛乳の宅配の中止を一方的に文書で通知をされ、とりわけ、私も、若いお母さんから、牛乳が、お乳がかわると子供が下痢するんやと、こんな責任だれが取っいでくれるんやっいでなことで苦情が寄せられたこともございでました。

さらにまた、3点目として、当時、加工グループが四つあったわけだございでますが、いづれも、加工グループはいづつ屋への参加協力を断られました。むしろこれは、私が聞いておる範囲では、断ったということよりも、当時、いづつ屋から断られたというふうにお聞きをいたしました。

さらにまた、食彩の工房を、当時、技術者を含めて職人さんがいらっいでしたわけだございでますが、社員全員が退職されたことなどもありまして、竹野地域の多くの住民の食彩の工房を見ます目は冷え切った見方が大半だございでました。

黒豆のもぎ採り体験などの都市住民との交流事業が現在も実施をされておりますが、これは、食彩の工房付近の農家数人が協力といいますか、むしろ、農家の皆さんが商売といいますか、食彩の工房を管理運営、業務仕様書第4項の第5号、いわゆる特定の個人、団体の有利あるいは不利にならない取り扱いをしてはならないというふうに規定をいたしておりますが、そうした事項にも抵触する、誤解をも招かない実態もうかがえる状況だございでます。

また、逆にそのことが地域間感情を悪くしている実態もうかがえます。また、今では、い

づつ屋の食肉工場化となった食彩の工房に指定管理料をなぜ支払っているのか。先ほど質問でも申し上げましたが、逆に、施設使用料を徴収すべきではないか。公の施設としての公共性と住民サービスとは、何を指して言っているのか、私に対しても、厳しい内容の質問をいただいておりますが、竹野地域としては、そうした現状は別として、まちの公の施設でありますので、平成20年には、食彩の工房を駐車場などの土地として、5,130平米の土地を、単価わずか900円でございましたが、譲渡するといったような大変な地域としての協力もいただいております。

現在の食彩の工房、指定管理者制度を、いつつ屋に指定されます今回そのことについて、一つは、いわゆる公共性、公の施設としての認識はどうか。

二つ目として、指定管理者の公募はどのような方法で、どういった内容でやったのか。また、選定については、出来レースと疑問が持たれる点はなかったのか。さらにまた、19年4月1日にさかのぼるわけですが、この時点で締結されました契約の内容、また、協定書、仕様書について、これらについての検証と精査はできていたのか。あるいは精査の結果はどうであったのか。

あるいはまた、4点目として、都市交流事業の方はどうであったのかなど、いわゆる産業建設常任委員会2回開催をいただいたわけですが、その2回の委員会で審議をいたしてまいりました。

まだ、私に言わせれば、いまだ公共施設としての認識、これを管理監督するまちの姿勢に一抹の不安をどうしても覚えて、払拭することができないわけですが、今回の改選によりまして、多くの町民の思いの中で、熱い思いで町長も新たに選任をされました。

そしてまた、先ほどからのご答弁の中で、今後、管理監督責任をさらに検証を深める、6カ月に一回ぐらいは産業建設常任委員会にも報告をする、こうしたご答弁をちょうだいいたしました。

新たな視点、新たな角度から、施策の見直しと政策の執行をされようといたしております姿に感銘を覚えたわけですが、今後は、京丹波町、京都・丹波食彩の工房の設置及びこれらに関します条例、いつつ屋、丹波清光ファームとの契約書、仕様書、協定書が遵守され、真に公の施設として、公共施設として管理監督され、指定管理者の指定の意義及び管理運営業務の実施に当たって求められております公共性について、十分に理解を求めている、地域住民からも信頼され、愛される食彩の工房としてよみがえりますことを、そのことに夢を託し、賛成の討論といたします。

○議長（西山和樹君） これで討論を終結いたします。

これより議案第111号を採決します。

議案第111号 公の施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

挙手多数であります。

よって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

《日程第13、議案第112号 京丹波町三ノ宮財産区有地の処分について》

○議長（西山和樹君） 日程第13、議案第112号 京丹波町三ノ宮財産区有地の処分についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結し、これより議案第112号を採決します。

議案第112号 京丹波町三ノ宮財産区有地の処分について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第112号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

時間を10時30分までといたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時30分

○議長（西山和樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

《日程第14、選挙管理委員及び同補充員の選挙について》

○議長（西山和樹君） 日程第14、議案第113号 平成21年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 何点か、担当課へお伺いしたいと思います。

歳出の7ページの、府の支出金の中で、委員会でもちょっとお聞きいたしましたけれども、社会福祉補助金の中の、京都府自殺対策事業費補助金というのが10万円上がっております。

再度、もう一回ちょっと説明を伺いたいのと、ちょっと関連いたしまして、国の方は、市町村の社会福祉協議会を通じまして、生活福祉資金貸付制度というものがあります。

この間、新聞にも、この京都府内でも、すごくこの制度を利用される方が増えてきているというようなことが載っておりました。本町でのそういった相談された方やら、そして、利用された方が増えてきているか、その点をちょっとわかる範囲内でお伺いしたい。

14ページの歳出であります、総務管理費の中の諸費の19の負担金補助金で、街灯設置補助金が5万円上がっておりますが、どこの地域での街灯の補助金が出されるのか、それをお伺いしたい。

29ページの、教育振興費の扶助費で、要保護、準要保護の就学援助費が上がっております。これまでも質問してきましたけれども、それぞれの子供たちに周知徹底をやはりするべきであるというようなことを私たち言うてきたんですけれども、こういった本町においても、今、リストラにおうたり、親の収入が減ってきたことによって、こういった援助を受ける子供たちが増えてきているのではないかと思います。その周知徹底なり、子供たちが増えてきているのかどうか、その点も、今の状況をお伺いしたいと思います。

それと、32ページの、文化財保護費の社寺等文化保存資料保全補助金なんですけれども、38万5,000円、これはどこに出されるのかお伺いします。

以上です。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 坂本議員に、それでは、担当課から説明させます。

○議長（西山和樹君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本 光浩君） 私の方からは、京都府の自殺対策事業費補助金10万円の関係でご説明を申し上げたいと思います。

ご存じのとおり、自殺者が全国で申しますと、平成10年以降、約3万人を超えて、11年連続で自殺者3万人を超えておるという現状の中で、まず、国の方で、地域自殺対策緊急強化基金というものを造成されまして、それを受けて、京都府の方が、これは平成21年11月末ですけれども、京都府自殺対策事業補助金交付要綱というものを定められたところでご

ございます。

それを受けまして、市町村として、自殺に関する対策を講じていくということで、本町におきましては、年度内に、青少年の指導者向けの心の教育というか、心の健康に関する講演会を開催させていただきたいというふうに考えております。その10分の10の補助でございますけれども、その補助金でございます。

それから、生活福祉資金等もあわせてご質問をいただきましたので、報告申し上げたいと思います。

現状におきましては、いわゆる経済的な危機というか、就労ができなくなられた方という方に関しては、余りというか、ほとんどないような状況でございます。生活保護世帯の方で、いろいろな事情で緊急に、ご病気とか、あるいは事故とか、そういう形で緊急にお金の方が、生活資金の方が不足したということでお見えておられるというような状況でございます。現時点においては、今の経済情勢を原因としてというような、本町においてはご利用者ということは余りないというふうにはお伺いしております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 歳出の14ページの、諸費の街灯の設置補助金の関係でございますけれども、質美の中村区に補助予定でございます。

○議長（西山和樹君） 野間教育次長。

○教育次長（野間 広和君） ご質問のありました、要保護、準要保護のまず状況でございますけれども、横ばいの状態でございます。極めて増えたということはございません。

あと、周知徹底の方法についてですが、以前から議員さんからありましたように、申請書を全員にというお話もあるわけですが、啓発につきましては毎年行っておりまして、申請書につきましては、やはり教師と、それから保護者とのかかわり方、あるいはどういう状況かということも含めまして、面談をさせていただいた後、それぞれのご家庭の状況を先生が知るといことも大切だというふうに思っておりますので、その辺ご理解をいただきたいというふうに思います。

あと、文化財の関係でございますが、京丹波町の上野にあります大圓寺、そして、質美の無形民俗映像ということで、下村区の文化財保存委員会の方に助成をさせていただくということでございます。

○議長（西山和樹君） 横山君。

○1番（横山 勲君） 私も、ちょっとこれは教えていただきたいというのが正直なところな

んですが、まず、歳入から申し上げますと、歳入の4ページ、民生の使用料、子育て支援使用料なんですが、補正で115万2,000円減額されておるわけですが、実は、この減額を見ますと、補正額から見ますと32%ほどの補正になるわけですが、余りにも大きな減額補正でございますので、sonだけ使用料が入らないという見通しだと思うわけですが、当初の予算設定に当たってどうであったかということをお尋ねいたします。

それから、同じく歳出の9ページでございますが、款17寄附金、このことについて、私は、以前もお尋ねをしたことがあるわけですが、一般寄附金が30万円計上されておるわけですが、申し上げたいのは、これらの寄附金について、ふるさと納税制度が設定をされまして、そして、経過をしてきたわけですが、私は、このふるさと納税制度についての取り組みについて一度お尋ねをいたしました。それらについての取り組みの状況と内容についてお尋ねしたわけですが、町外へ出られております京丹波町の出身者の方々に対し、京丹波町から具体的にこれらふるさと納税についてのいろいろな取り組みがされとるかということをお尋ねをしたところ、まだ実施がされていないようございまして、私は、まだ平成22年度の予算措置そのものはわかりませんが、相当厳しい歳入欠陥になるんやないかということも、22年度心配をするわけですが、そういうことも含めて、このふるさと納税について、さらに、そうした町外へ出られてます方についての周知徹底だとか、あるいはまた、いろいろな副典をつけて寄附していただく、そんな取り組みをどのようにお考えいただいておりますかについて、まず、歳入の部分ではお尋ねいたします。

それから、歳出でございますが、歳出の19ページでございます。

款3民生費でございますが、子育て応援の特別手当でございますが、これは、9月に補正がされたわけですが、国の予算の執行停止によりまして、今回、減額がされたわけですが、9月の補正以降、町として該当されます、子育て支援に必要なそうしたご家庭に対する説明がされたり、あるいはまた、一定お話をされたんではなかろうかなというふうに思うわけですが、もしも、説明されたり、あるいはまた、そうしたことがございました場合に、それらに対して、いわゆる該当されております町民の皆様方からはどんな反応があったのか、あるいはまた、対応しなければならないことがあるのか、そんなふうなことについてお尋ねをしたいというふうに思います。出産の一時金はこの10月からでしたかな、38万円が42万円になったんは。そのことは別に置いとしまして、もしも、対応が該当者にされておりましたら、状況についてお尋ねいたします。

それから、15ページでございますが、これは、私が不勉強でございまして、申しわけないわけですが、款2総務費の人件費でございますが、人件費、過誤納の返還金が50万円上

がとるんですが、人件費の過誤納返還金というのはどんなものなのか、あわせてお尋ねをいたします。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 横山議員にお答えします。

ふるさと納税についてのご指摘がありました。

私の立場としては、一層周知を図って、ふるさと納税を活用していきたいと、そんな思いでまずおります。

残余については、担当課長から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田由美子君） 横山議員さんからのお尋ねの歳入の4ページ、子育て支援センター使用料の減額についてでございますが、年度当初は、25名、この子育て支援センター使用料といいますのは短時保育事業の利用料でございます、一月1万2,000円で年度当初組んでおりまして、25名の申し込みの予定で組んでおりましたが、その後、お仕事をされるというような方とか転出の方とかいらっしやいまして、現時点では17名に減っております、合計で8名の方が短時保育事業から保育所に入所変更されるか、転出とかの関係で減ったために、100万円以上の減額となっております。

もう一つですが、歳出の19ページ、児童福祉総務費の子育て応援特別手当事業の今回の減額についてのご質問でございます。

地域の方には、この子育て応援特別手当事業のご説明と申しますか、ちょうど、法的には、この子育て応援特別事業を実施する方向で進んでおりましたが、DVの関係の方のみに、10月からそういう事業がございますというのはさせていただいたんですが、国の動向を見て、この子育て応援特別手当の対象者の方にご説明をするという、周知をするという方向でおりましたので、実際には、それぞれ315名の方の対象でございましたが、その方につきましの個別でのご案内については実施しておりませんでしたので、地域の方々からお問い合わせといいますか、そういうことについてございません。1件、どうなのかというのはあったんですけども、特別混乱もなく、この子育て応援特別手当についての減額ということでさせていただいております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 9ページの、寄附金の関係でございますが、今回上げさせていた

だいた一般寄附金につきましては、高齢者叙勲をもらわれた方からご寄附がございまして、いわゆるその方から、特にこれに使ってほしいというようなご趣旨も、お任せしますというようなこともございまして、一般寄附金として、歳入としては計上させていただいたところでございます。

それから、ふるさと納税の町外の人への啓発といいますか、PRといいますか、そういったことについてのお尋ねの件でございます。

なかなか私どもも、個人情報等の問題もございまして、町外に出られた方にいかにPRをするか、個人的に文書を送付するというようなことは非常に難しいのではないかというふうに考えておるところでございまして、現状としては、ホームページにそのPRを掲載させていただいておるにとどまっているところでございます。しかしながら、ふるさとへお帰りになれる方もあるわけでございますので、できるだけ、町内の方にそういったことをPRしながら、町外に出ておられる方へも、そういうことの周知が行き渡るような方策は、やっぱり今後考えていきたいというふうに思っておるところでございます。

なお、一部の市町村では、そういったご寄附をいただいた方に、ふるさと産品等を送付されるというような状況も伺っておるところでございますし、今直ちにそういうことが私どものまちではできていないわけでございますが、状況を見ながら、そういったことも検討すべきであるというふうには思っておるところでございます。

○議長（西山和樹君） 稲葉税務課長。

○税務課長（稲葉 出君） 15ページの、過誤納金の返還金50万円ですけれども、14ページを見ていただければわかりいただけると思うんですけれども、税務総務事業として50万円を計上させていただいております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 横山君。

○1番（横山 勲君） ふるさと納税の関係につきましては、町長からもご答弁いただきましたように、ひとつ税収の確保の面からも、ぜひよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

それから、ちょっと申し上げておきたいのは、4ページのご答弁いただいた民生の使用料の、いわゆる子育て支援センター使用料のことについてご回答いただいたんですが、私が申し上げたかった趣旨は、事業費が361万円でわずかでございますので、予算額が、するわけですが、いずれにいたしましても、予算額の大小にかかわらずして、非常に見通しのしにくい分野でもあるというふうに思うんですが、実態として、これだけの金額をほかの

会計に当初予算の中で影響を及ぼしたという事実は事実であるというふうに思います。

それだけに、私は、予算をいかに精査して、できるだけといいますか、実態、余りこうしたことにならないように、ほかの事業を規制するような事業費の予算費の立て方についてはいかなもんやという思いをいたしますので、大変私は難しい部分であるとは思いますが、ぜひ、予算編成に当たって、さらなる精査をいただいて、予算措置をいただきますことを、この際、要望いたしておきます。

そういう観点でお尋ねいたしました。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本当に限られた予算の中でのことですので、横山議員がおっしゃっている趣旨、全く同感であります。

予算については十分精査して組むと。そして、減額分ですね、そういうことは、ほかの予算の多少の抑制につながっていることは事実ですので、そういうことのないように、十分注意していきたいと、そのように思っております。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 私も何点かお尋ねをしておきたいと思います。

先ほど、7ページの歳入の、自殺対策のことで答弁があったんですが、全国の自殺者、3万人を超えるということで、そういう取り組みがされてきとるんですが、この歳出の関係で言うたら、これどこで民生費の中で支出されとるのかということと、青少年向けの講演会開催ということがあったんですが、一般の方を対象とか、一般の方への働きかけというのは、余り考えておられないのかどうかということと、全国的には、そういう形で増えてきておると同時に、我々の周りでもなかなか見えにくい部分もあるんですが、特に、年末を控えて、相談も余りないということとございましたけれども、実際に、そういう対応ですね、例えば、年末、年が越せないという方も当然あるかと思うんですけども、そういう方が、例えば、この役場へ電話したときに、どういう形になるのか。例えば、亀岡でしたら、当番の方が担当者に連絡するというようなことも年末年始の関係についてはされるということも聞いとんですが、京丹波としては、そういうことの体制は、この自殺対策とあわせてどうなのか、お尋ねしておきたいというふうに思います。

それから、ふるさと納税のこと、先ほど、寄附金の関係でお尋ねがあったんですが、なかなか個人情報関係もあるということもあったんですが、例えば、もう少し、役場へ来られて、どこかにそういう掲示がされとるとか、ポスターが張ってあるとか、何かそういうものもこうアピールする形が必要ではないかと。実際、見えへんというか、形が、いうので、ぜ

ひそういう、玄関にそういうものを、見える場所に呼びかけのポスターをつくるとか、ちょっとそういうものも、資料などを含めてすれば、またそういう働きかけが一つ増えるんじゃないかと思うので、その辺はどうなのか。ぜひそういう取り組みも必要ではないかと思うので、ちょっとあわせて伺っておきたいというように思います。

それから、歳出の関係の13ページなんですが、財産管理費で、このうるおい館の修繕料というのがあるんですが、具体的にはどのような修繕を予定されておるのかということ。

それから、15ページの、税務の関係で、過誤納金の返還というのがあったんですが、この50万円というのは、現時点で、既にもうそういう返還という申請があったということなのか、今後、年末、3月を控えて、一定そういう追加をするということなのか、ちょっと内容と何件ほど見込んでおるのか、当初の見込みとは違ってきておるわけですので、お尋ねしておきたいというように思います。

それから、21ページの、この環境衛生費の浄化槽の関係、ちょっとお尋ねしときたいんですが。

追加が207万円になっておるんですが、当初より申し込みがあったということやと思うんですが、京丹波としても、その合併浄化槽の地域への普及を、全町普及の点からも課題になっておるんですけれども、残されておる世帯、地域というのもあろうかと思うんですけれども、具体的には、これどのような手だてで全町普及を考えておられるのか。また、日常的に取り組んでおられるのか。なかなか高齢者とか独居とかいう世帯が増えてきておりますし、なかなかいざ直すとなれば、一定の大きな負担、金額が要るわけでございますけれども、それに対するいろいろな支援のことも含めてあろうと思うんですけれども、その辺もあわせて、どのように考えておられるのかお尋ねしておきたいと思います。

それから、労働費の関係でちょっとお尋ねしておきたいんですが、緊急経済生活支援のこの事業で、賃金で、雇用賃金があるんですが、これ具体的にこの雇用を、町としてどういう形で募集をしたり、公募されておるのか、ちょっとその辺、お尋ねをしておきたいと思います。

あと23ページの農村情報の関係で、支障移転の工事の委託料が100万円、これ具体的にどういう中身なのか伺っておきたいと思います。

とりあえずそれだけ聞きます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、山田議員にお答えいたします。

自殺等についての予防対策ということについて、まだ職員から説明は受けてないんですが、

仮に、対処する部署がないというようなことはないと思うんですけども、きちっと担当部署をつくって、そして、私の思い、一人でもそういう方の出ないように対処するべく頑張りたい、そんな思いでまっております。

ふるさと納税についての町内での告知、費用も本当にかからないと思いますので、そうした提言については参考にしたいと、そのように考えております。

残余については、担当部署から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本 光浩君） それでは、自殺対策の歳出の方でございます。

ページで申しますと、歳出18ページ、3款民生費、1項社会福祉費、3目障害者福祉費の障害者福祉一般経費ということで、495万7,000円を計上させていただいております。そのうち、報償費の3万円、それから、需用費の3万円、役務費のうち、通信運搬費4万円、これがいわゆる自殺対策事業として実施をさせていただきたい部分でございます。

それから、本年度に関しましては、青少年を対象にということ考えておりますけれども、3年間の事業の中で、来年度22年度に関しましても、一定、事業を継続させていただきたいというふうに現在考えておまして、来年度に関しましては、広く啓発パンフとか、直接、住民に働きかけをしていきたいというふうに考えております。

それから、相談支援体制ということでございますけれども、一定、京都府の方で、6月補正であったかと思うんですけども、いわゆる電話相談支援事業というものを開始されておまして、いわゆる命の電話というようなものだと思うんですけども、まずは、そちらの方へご紹介をさせていただく方向で今も進めております。自殺の原因というものが多種多様でございます。現時点においては、病的というか、最終的にうつになられる方が多いというふうにお伺いしておりますので、その辺、今も京都府の方で、府立医大の先生でありますとかチームを組まれて、原因を今まさに調査をされておるところでございます。先月も、本町においてもヒアリングを受けたわけなんですけれども、そういった調査を積み重ねていただいた結果を受けて、いろいろな市町村としてできる対策も講じてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 稲葉税務課長。

○税務課長（稲葉 出君） 過誤納付金の返還金50万円ですけれども、予算を試算しました11月4日現在の残額は約60万円。それから、その時点で、既にもう還付を把握しておりました分が40万円。それから、11月以降の見込み額ですけれども、これは20年度の実

績ということで、70万円ということで、合計しまして50万円ということでございます。

○議長（西山和樹君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木 寿一君） 丹のまち広場うるおい館の修繕料でございますが、トイレの壁にタイルが張ってあるんですけれども、それがはがれたことによります修繕料として10万円上げさせていただいております。

それから、労働費の雇用対策の関係でございますが、この部分につきましては、耕作放棄地データ等作成業務ということで、7月から6カ月間雇用させていただいておりますが、さらに6カ月間、制度として1年間延長することが可能であるということになりまして、そのうちの、本年度分、3カ月間をこの補正予算で上げさせていただいております。

募集に当たりましては、公告及び各旧町単位にあります告知放送、それから、ホームページ等で募集を行った結果、採用させていただいております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 中尾水道課長。

○水道課長（中尾 達也君） 21ページの合併浄化槽の設置補助金の関係でございますが、当初、5人槽なり、7人槽で、合計20基の補助金の予定をいたしていただいておりますが、既に、当初の予定の20基に到達をいたしておる現状でございます。また、今後におきましても、何件かの設置希望等もお聞きをしております、そういった意味で、今回、補正の方を上程させていただいたところでございます。

また、町としまして、全町普及への方法ということでお伺いをいただいたわけですが、公共下水なり農業集落とか、排水事業とかいうことで、集合処理ができない地域が山間地等々でたくさんございます。そういった中で、できるだけ水洗化ということで、事業の方、取り組みをいたしておるわけでございますが、方法としましては、毎年、広報紙等によります、この補助制度の啓発でありますとか、また、もう一方、特別会計の方でも、町が設置する浄化槽事業ということで持っております。この二本立てによりまして、できる限り水洗化に向けまして取り組みを行っているところでございまして、今後につきましても、普及推進に一層取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 岩崎企画情報課長。

○企画情報課長（岩崎 弘一君） 私の方からは、23ページの、農村情報施設の管理費の中で、委託料としての100万円、支障移転の関係でございますが、この部分については、丹

波地区の有線放送にかかわる部分でございまして、まず、町道関係で3カ所ございます。一つには、西階地区でございまして、蒲生の関係、そして、みのりが丘という3カ所がございまして、そして、農道舗装の関係で笹尾地内が1カ所、それから、京都縦貫道に絡みます部分として、森ということで、合計5カ所の予定ということで100万円を計上させていただいております。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） それぞれ答弁いただいたんですが。

合併浄化槽のこの啓発普及の関係で、ある程度限られた地域、限られた方にもなってきたおるとは思うんですけども、具体的に、ただ、広報とか普及推進という形で今後もいくのか、ある程度、そういう未設置のところへ働きかけるということにするのか、その辺の考え方は、普及率8割と定めるということなのか、7割にするのかということも、これは設定の基準もあろうと思うんですけども、もちろん、当初の計画としては100%やったと思うんですけども、具体的にはその辺はどういう設定をされて、そして、何年をめどに大体そこへ到達しようと、そのためにどういう取り組みするかということになろうと思うんですけども、ちょっとその辺を、もちろん、それは個人のいろいろな事情もありますので、そうはいきませんが、その辺はどうなのかということ。

来年からは、水道と浄化槽との料金の問題も出てくるわけでございますけれども、やっぱりそういう点を考えていくと、この浄化槽の普及の部分、どの辺のところを目指すのかということも必要になってくるんじゃないかと思うので、その点ちょっと伺っておきたいと思えます。

それから、24ページの、ケーブルテレビの拡張整備工事のことでお尋ねしておきたいんですが。

この間の説明では、交付金関係で、いわゆる前倒しでやりたいということで説明もあったんですが、今回提案されておるのは、宅内の引き込み工事ということで説明があったと思うんですけども、具体的にどの地域をほならこの21年度の予算ですと、そして、22年度はどの地域という、集落あたりはある程度くくれるんじゃないかと思うんですけども、その辺は当然明らかにされておると思うんですけども、議会では、具体的にそういうのは聞いていないわけですけども、この今回提案になっておる1億3,997万4,000円の部分では、どの辺の集落、旧村をくくるのか、集落でくくるのかということもありますが、ちょっとその辺のことと、そして、22年度は残り全部してしまうのかどうかということとあわせて、ちょっと具体的に伺っておきたいなというように思います。

それから、27ページの、防災費で、全国の瞬時警報システムの整備事業というのが、国の補助金といますか、財源でということだったんですが、これ具体的にこれできて、いわゆる当然維持管理もしていかなんわけですけれども、そういう経費というのは、これ京丹波の町が持つということになるんかと思うんですけれども、具体的にどのぐらいの費用を見込んでおられるのか伺っておきたいというように思います。

それから、ちょっと戻って申しわけないんですが、歳入の3ページの、学童保育のちょっとお尋ね、聞きたいんですが、今回、60万6,000円の減額になっとなんですが、当然、当初の見込みとの差が出てきたということだと思ってるんですが、具体的にはどれぐらいの見込みの、子供の数と現時点の子供の、それぞれ旧町ごとにやられておりますので、その点、見込みの差というのは、預ける子供が減ったということだと思ってるんですけれども、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

下水処理については、町内100%をまず目指します。原資についていろいろあるようなので、詳細は、また担当課長に説明をさせたいと思います。

その他、CATVについても、残余については担当部署から説明させます。

○議長（西山和樹君） 中尾水道課長。

○水道課長（中尾 達也君） 山田議員からの水洗化の関係でございますが、先ほども申し上げましたように、町内全域を対象といたしております。地域によりまして集合処理等されているところもありますが、同じ地域内でも集合処理のエリアに入らないところ等もございますので、全町を対象として行っていきたいというふうに考えております。

また、合併浄化槽につきましてははし尿と家庭雑排水を同時に処理するという目的でございます。水質を浄化させるということで、環境保全につなげていくという取り組みでもございます。

水洗化がすべてではないわけですけれども、そういった環境保全等々に貢献と言いますか、対応でき得るような形で取り組みを進めてまいりたいと思っております。

それから、目標といたしましては、合併以降、おおむね10年という目標も掲げておりますし、できましたら、10年後の27年ということになりますけれども、現在の取り組み状況等々から考えていきまして、できるだけ目標に近づけるべく取り組みを今後も検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 岩崎企画情報課長。

○企画情報課長（岩崎 弘一君） 23ページから24ページにかけてのCATVの拡張整備工事にかかわるご質問でございますが、この部分につきましては、現在、加入申し込みを受け付けておりまして、12月の初めでございますが、3,000余りを超える加入申し込みを和知地区と丹波地区でいただいております。

現在の進捗状況等にかかわるわけでございますけれども、来年の1月末ぐらいから、まずは和知地区の下乙見から始めさせていただくという予定にしております。

場所の、どこまでかという部分もあるわけでございますが、加入の状況と効率性等を見計らいながら進めさせていただきたいと思っております。和知地区、丹波地区、それぞれについて、請負業者の班編成での工事となってきますので、できるだけ早く、多くの部分というふうに考えさせていただいております。諸準備を進めさせていただいております。

ただ、工事の内容につきましては、居宅までの引き込み工事の部分と、いわゆるIP告知、端末機の部分ということで、二つ大きな請負契約を締結しております。その工事といいますが、平成23年3月18日までという長期の契約を結ばせていただいております。そこまでかかるということは思っておりませんが、できるだけ早く調整をし、デジタル放送等を受けていただく状況に持っていきたいというふうに考えております。

○議長（西山和樹君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 27ページの、瞬時警報システムの今後の保守点検等の経費はいかなるものかということでございますが、受信機を設置するというのが主な事業内容でございますので、今後の費用については、その受信機が正常に作動していくかということの点検手数料程度というふうに思っております。

○議長（西山和樹君） 野間教育次長。

○教育次長（野間 広和君） 3ページの、歳入の学童保育の減額についてでございますが、入児童数の減と所得階層の変動ということでご理解をいただきたいというふうに思うわけですが、当初は63名を予定しておりました。現行、52名の児童が三つの箇所学童保育を受けているわけですが、所得階層の変動ということで、そのうちの41保護者から学童保育料をもらっているという状況でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第113号を採決いたします。

議案第113号 平成21年度京丹波町一般会計補正予算(第5号)、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

《日程第15、議案第114号 平成21年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)》

○議長(西山和樹君) 日程第15、議案第114号 平成21年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより質疑を行います。

小田君。

○14番(小田 耕治君) 今回の補正につきましては、保険給付費の増額並びに基盤安定繰入金の確定等に伴う補正ということで、国民健康保険税の収納にかかわる補正はされていないわけなんですけれども、現状、資金の時点で結構ですけれども、現状の一般被保険者の現年分並びに退職被保険者の現年分の収納状況と、それから、年度末に向けての見通しといいますと、やはり予算に沿った数値になってこようかと思うんですけれども、非常に厳しい情勢の中での収納の見通し等、収納率向上に向けての取り組みの具体的な中身がありましたら、答弁願いたいというふうに思います。

○議長(西山和樹君) 伴田住民課長。

○住民課長(伴田 邦雄君) 現年分の収納状況でございますけれども、10月末現在の数値でございますが、平成21年度につきましては、現年分として43.72%でございます。過年分といたしまして6.78%となっております。

20年度と比較いたしましても、若干落ち込んでおるといふようなことでございまして、憂慮しておるところでございますが、今後一層、税務課を中心といたしまして、各戸訪問等によって、収納率の向上につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田 邦雄君） まことに申しわけございません。

すべて込みでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西山和樹君） 小田君。

○14番（小田 耕治君） 時期的に、当然、22年度の予算編成の時期に入ってまして、保険税の22年度課税金額というのを決定していく時期に近づいているというふうに思うんですけれども、新聞などの報道によりますと、いわゆる基礎等後期の限度額についても4万円を引き上げていくというようなことも報道がされているわけございまして、当然ながら、前年度の21年度予算編成のときにも、22年度の保険税についても引き上げをしていかなければならないということが含みの中で言われていたわけございまして。基金残高につきましても2億円程度しかなくなって、毎年、8,000万円程度の基金繰り入れが必要ということになりますと、そういうことも起こってくるのかなというふうに想定をするわけございましてけれども、21年度予算編成のときも非常に判断に迷うと。住民の目線ということが強く言われているわけございましてけれども、町民の目線に立つと、当然、この大きな保険税の値上げというのは非常に厳しい内容になろうというふうに思っております。

したがって、この保険税の現状がどうなっているのかということ、それから、22年度の保険税の考え方、その辺のところについては、やはり住民に早い時期に情報提供していくというのが、寺尾町長の考え方の基本的なことになってこようかというふうに思うんですけれども、その辺のところ、これ、次、この内容が提示されてくるのが、国保の運協が2月ごろにあって、そのときに具体的な数字が出てきて、その次には3月の定例会というような形で具体的な中身が提示されるというようなことになろうかというふうに思うんですけれども。この流れでいきますと、去年と同じように、3月にばたばたして、どうなんやというようなことをいろいろと検討していかなければならないということになるんですけれども、この時期をやはりもう少し早めて、来年早々にでも、この具体的な方向性というものを提示すべきというふうに思うんですけれども、町長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ご提言、全く同じ認識で実を言うとおります。

現状では、まだ、私の支持者の会議などでは、基金から約8,000万円ぐらいつ繰り入れて、医療行政を守っているという状況なので、そのことをよく知っておいてほしいという説明をしているんですが、今年度、22年度に当たっても、一応、8,000万円ぐらいつ繰り入れての予算に向けて、事務方に指示せんなんかなという思いでおります。

基金がまた約2億円から減っていくわけで、何とか早い機会に、基金取り崩しをできるだけ減らしていきたいと、そんな、まず基本的な思いであります。

24年度、財政均衡を目指しておるので、そういうことを念頭にまず置いているということをお答えして、現状、21年度の数字等については、担当課から説明させたいと思います。

○議長（西山和樹君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田 邦雄君） 21年度の数字というのは、ちょっとご説明がしにくいわけでございます。

内容といたしましては、11月29日にも京都新聞で取り上げていただきまして、現状等はつぶさに書いていただいておりますわけですが、今も町長が申しましたとおり、本来的には、やはり収支均衡というのが原則でございますが、いろいろな皆さんのご意見等もある中で、今後、十分詰めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（西山和樹君） 小田君。

○14番（小田 耕治君） 先ほど、町長の方から、8,000万円程度の繰り入れ、基金からの取り崩しが必要という答弁だったというふうに思うんですけども、その8,000万円の基金の取り崩しをすれば、保険税を値上げしなくてもいけるというふうにお考えなのか、それとも、さらに保険税をやっぱり1割、2割値上げをして、それでもやっぱり8,000万円を繰り入れしていかなければ、いわゆる給付費の増額の傾向にある中でやっていけないというふうに考えておられるのか。

それと、やっぱり収納率の関係は、これ毎年2%ずつぐらい低下している。現年分だけで見ますと2%ずつぐらい低下しているというような傾向にあるように思うんですけども、やはりこの収納率の関係は、これ、やはりきちんと保険税を納めている人、町民の皆さんそれぞれの物の見方があるというふうに思うんですけども、やはり収納率向上というものに対しても、これやはり積極的に町として取り組んでいかなければ、さらに収納率が下がっていくということも懸念されるというふうに思うんですけども。

その2点について、お考えをお聞きしておきたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 健康保険税を上げないという前提で、実を言うと答弁しました。上げることによって、また収納率が下がる、上がることはまず考えられない、下がるだけだというようなことを予測して、収納率を把握していなかったもので、事務方から答弁させますというふうにお答えしたんですが、保険税を上げない前提で、今までの決算の様子を見ている

と、基金から8,000万円ぐらいは基金を取り崩さんなのかなというふうに考えているというふうに答弁しております。

言うていただいているとおり、収納率の関係がこのことには大きく影響するという前提で、できるだけ上げずに収納率を上げていきたいというのが私の考え方であります。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） ちょっと今、私、お尋ねをしておきたいと思うんですが。

その収納率の問題なんですが、収納率を上げていくということは、滞納とかそういう方に対してどういう働きかけや、求めていくかということになると思うんですけども、具体的に、どういう層やどういう人たちやということもあろうと思うんですが、やはり滞納されておるいわゆる層ですね、例えば、所得のどれぐらいの人たちが、どれぐらいの人数など、実態をしっかりとやっぱりつかんで、それについてやっぱり手立てをしていくということが当然必要やと思うんです。当然、納められる力があるのに納められていないという人は何かの原因があるわけやから、直接出会う、きちっと説明をしたり、働きかけるということも必要ですし、所得の低い人たちの滞納が多いということは、やっぱりそういう人たちに対しては減免やとか、やっぱりそういう一定の制度をつくるということが必要やと思うんです。

そういうことで、収納率をしっかりと上げていけば、ペナルティーもかからないわけですので、やはりそれは、結局はその運営も、収納率増えるということになりますので、やはりその辺をもう少し、我々が何回聞いても、なかなかいわゆる滞納されてる方の層やとか原因やとかいうのが、もひとつばくつとした形で明らかになってないんで、やはり一番大事なのはそこやと思うんです。しっかりとどの層がどれだけ、原因がどうなんやということをしっかりやっぱり把握して、そこから手を打つということが私は必要だと思うので、ちょっとその点についての見解と、取り組む方向ですね、町長の決意等についても伺っておきたいと思えます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

実を言うと、「町長、保険税だけが滞納になっているのではないんですと。とにかく、そういう方には、町民税、ほか、固定資産税含む滞納がよくあるんです。」というふうに聞いているわけです。それに対して、今いろいろご提言いただいたような、大方の努力をしているように、私は今見受けてます。というのは、いろいろ説明しにいたり、特に、私が懸念するのは、ほかの何か行政的不服があって、納税を拒んではるん違うとかかいうようなことについても、時には質問するんですが、そうじゃなしに、とにかく、苦しくて納められてな

いというような説明であります。

また、お出会いしにいかんなんところについては、一応、一生懸命出向いてくれるような説明も受けております。しかし、実効が上がらんということになると、報告どおりではないんやないかという疑いも時にはこれから持っていかんなん。今は報告どおり、実を言うと受けとめて、好意的、職員の報告どおり受けとめているのが私の現状です。

そのあたりについても、一生懸命管理監督していきたいと。あるいは一町民として今日まで暮らしてきた、そういう感覚を職員に知らせて、収納率を上げるように頑張りたいと、そんな思いでおります。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 今町長からありましたように、国保税だけではなしに、ほかの税も含めて同じ人がというのは、これまでから説明は聞いておるわけですが、徴収の委員会などをつくって、職員がそれぞれ手分けしていくということにもなっております。それはそれで大事やと思うんですけれども、しかし、それと同時に、やっぱり個別に生活相談といたしますか、そういうことも含めて、やっぱり励ましていくということも含めてせんと、ただ、入ったらええということだけでは済まんという問題もあろうと思うんですけれども。

やはりそういう立場で収納を図っていくということが大事やと思いますし、京丹波の場合には、国保税ということじゃなしに税にしておりますので、実際に担当しておる国保の担当は住民課。しかし、収納を担当するのは税務課という、こういう形になっておるんで、非常に本来のこの国保のあり方、皆保険と言われておるその趣旨がなかなか税という形でいきますので、ほんとに相手にとっても、納める人にとってもなかなかきつい面もあるわけがございます。やっぱりその辺はしっかり本来のこの国保という趣旨を踏まえて取り組んでいただきたいし、やはり手元にどういう階層の人が何人おんのやということが、しっかり、いつでもわかっておるという上に立ってやっていくということ。それと、具体的に、ほなら、年末やとか決算時期にだあつといくということだけやなしに、恒常的にほなどうすんやということも含めて、やっぱり計画的にやっていくと。必要な場合には、やっぱり町長自らも行っていただくという、そういういろいろなやり方を研究していく必要があると思いますし、ちょっとそういう点について、もう一度伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 詳細について答弁が漏れているとしたら、後で答弁さすとして、今、ご提言いただいているようなことは確かにそうなんです。料やなしに税にして、そして、税を徴収する。職員が一生懸命徴収業務に励んでいるという、こういう事実はあると思います。

あるいは委員会つくってるだけではなしにという、相手によっては訪問したらどうだと、あるいは生活相談に乗ったらどうだと言うていただいていることもまことに的を得てまして、そういうふうな報告を実を言うと現状は受けているんです。それが実効が上がってるかどうかということを私もおいおい検証する立場ですので検証して、指導をしていきたいというふうに答弁をさせてもらっているところであります。

それと、どちらか言うと、華々しく大口に対して差し押さえしてこうしました、ああしましたという多少の手柄話的なこともあったりしております。そのことも、しかし、非常に手柄として大事なことなので励ましているところです。

細かい、そうした困っていらっしゃる方に対しての収納率を上げるべく全力をもって頑張りたいと、そんな思いであることを表明しておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第114号を採決します。

議案第114号 平成21年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

《日程第16、議案第115号 平成21年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第1号）》

○議長（西山和樹君） 日程第16、議案第115号 平成21年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第115号を採決いたします。

議案第115号 平成21年度京丹波町老人保健特別会計補正予算(第1号)、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

《日程第17、議案第116号 平成21年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)》

○議長(西山和樹君) 日程第17、議案第116号 平成21年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

○議長(西山和樹君) 山田君。

○15番(山田 均君) 議案第116号の歳出、4ページでちょっと1点伺っておきたいんですが。

介護サービス等の諸費のところの保険給付費で、居宅の介護サービスの給付負担金が5,873万円増額になっとるんですが、ちょっと説明のときに、二つの通所サービスが増えたというような説明があったと思うんですが、ちょっと具体的にもう少しその中身について伺っておきたいなと思います。

○議長(西山和樹君) 堂本福祉課長。

○保健福祉課長(堂本 光浩君) 居宅介護サービス給付費のご説明で申しあげました通所サービス事業所に関してですけれども、場所と言いますと丹波地区で、一つは新しく通所サービス事業所ができております。それから、もう一つはこれも丹波地区ですけれども、既存の事業所にもう一つ新たに通所サービス事業所ができております。

定員としては、それぞれ10名ずつでございます。

内容的には以上でございます。

一つは、高原荘の第3号館というものでございます。それから、もう一つは、ひだまりと

いうところでございます。

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第116号を採決します。

議案第116号 平成21年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第116号は原案のとおり可決されました。

《日程第18、議案第117号 平成21年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（西山和樹君） 日程第18、議案第117号 平成21年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第117号を採決します。

議案第117号 平成21年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第117号は原案のとおり可決されました。

《日程第19、議案第118号 平成21年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（西山和樹君） 日程第19、議案第118号 平成21年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第118号を採決します。

議案第118号 平成21年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第118号は原案のとおり可決されました。

《日程第20、議案第119号 平成21年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第3号）》

○議長（西山和樹君） 日程第20、議案第119号 平成21年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○15番（山田 均君） 1点、歳入の関係でお願いしておきたいんですが。

3ページで運行の事業収入ということで追加になっとんですが、これは9月のいわゆる社会的実験という形で取り組まれた、そういう形での運賃収入として増額で上がっておるとい

うことなのか、1点伺っておきたいというように思います。

○議長（西山和樹君） 岩崎企画情報課長。

○企画情報課長（岩崎 弘一君） 運賃収入の関係でございますが、この部分については現在までの実績をもとに、今後の決算を見込む中でということで上げさせていただいております。

ただ、今おっしゃいましたように、9月の社会実験はどうだったかと言いますと、社会実験的には、運賃収入というのは、通常の前月の月から言いますと少なかったというのは事実でございます。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） ちょっと運行のかかわりでお尋ねしておきたいんですが。

去年は、年末年始が長いということで、臨時運行などにも取り組まれた経過があるんですが、周辺部の関係では、なかなか買い物にも行けないという声もよく聞くんですが、ことしは、通常どおり、28日から3日までということになるんですが、特に、年末の関係ですね、29、30、31とあるんですが、例えば、29、30を一つのコースごとに走らすとか、全町一気ということではなかったも、Aコース、Bコースというような、そういうようなことは考えておられないのか。例えば、一日は瑞穂のコースやとか、一日は和知のコースやとかいうことはできないのかどうか、ちょっと考えておられるのかどうかを含めてお尋ねしておきたいというように思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

年末年始については、いろいろなことで実行が不可能になっております。土曜日運行について、全精力を傾けているところであります。

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第119号を採決します。

議案第119号 平成21年度京丹波町営バス運行事業特別会計補正予算（第3号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第119号は原案のとおり可決されました。

《日程第21、議案第120号 平成21年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第3号）》

○議長（西山和樹君） 日程第21、議案第120号 平成21年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第120号を採決します。

議案第120号 平成21年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第3号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第120号は原案のとおり可決されました。

《日程第22、議案第121号 平成21年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第2号）》

○議長（西山和樹君） 日程第22、議案第121号 平成21年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第121号を採決します。

議案第121号 平成21年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算(第2号)、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって、議案第121号は原案のとおり可決されました。

《日程第23、議案第122号 平成21年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第2号)》

○議長(西山和樹君) 日程第23、議案第122号 平成21年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより質疑を行います。

○議長(西山和樹君) 山田君。

○15番(山田 均君) 今回、歳入で、補助金として発熱外来の事業補助金が歳入で上がっておるんですが、これ新型インフルエンザということの説明があったと思うんですが、年末年始のかかわりで、この新型インフルエンザへの対応というのは、何か医療機関としては考えておるのか、ちょっとお尋ねしておきます。

○議長(西山和樹君) 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長(下伊豆かおり君) お尋ねがございました新型インフルエンザの個別の対応につきましては、過日、新聞報道でもございましたように、南丹管内では、亀岡の休日の診療所なり、南丹病院が対応いたしますし、本町では、年末年始、京丹波町病院は、救急外来といたしますか、とりたてて、新型に限らず、すべて救急告示病院としての対応をさせていただいております。

○議長(西山和樹君) 山田君。

○15番(山田 均君) ということは、京丹波町病院もほなら対応できるという、そういう解釈でよろしいんですね。診療所は、ほなら、休みやさかいにあかんという、こういうこと。京丹波では京丹波町病院だけという、そういう解釈でよろしいんかいな。

○議長(西山和樹君) 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） 町立医療機関といたしましては京丹波町病院、診療所は休診となります。ほかに、丹波地域の丹医会さんも、年末年始も、救急の場合にはお世話になれることと伺っております。

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第122号を採決します。

議案第122号 平成21年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第122号は原案のとおり可決されました。

《日程第24、議案第123号 平成21年度 学校情報通信技術環境整備事業 京丹波町立学校教育用デジタルテレビ及び電子黒板機能付きデジタルテレビ等購入契約について》

○議長（西山和樹君） 日程第24、議案第123号 平成21年度 学校情報通信技術環境整備事業 京丹波町立学校教育用デジタルテレビ及び電子黒板機能付きデジタルテレビ等購入契約についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

篠塚議員。

○3番（篠塚信太郎君） 今回の入札方式につきましては、条件付一般競争入札で執行されておりますが、この条件付のこの条件について、まずお考えをしておきます。

それと、もう1点、入札の参加業者でございますが、今回は4業者ということでございますが、そのうち2業者が町内業者であるというふうに思いますが、この入札に参加した以外に、今回の入札の参加資格のある業者、町内で入札の参加資格業者はなかったのか。あったのであれば、何社であったのかお伺いをいたします。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長。

○監理課長（山田 洋之君） 今回のデジタルテレビの関係でございますけれども、まず、参

加の条件といたしましては、町の物品なり製造にかかわります指名競争入札の参加資格者名簿に登載をされている者というものがございます。あとは、営業所の所在地が京都府内に主たる営業所を有する者、それから、登録の種目が、電子計算機で登録がされている業者、その取り扱い品目につきましては、コンピューター、パソコン等で登録があるという条件を付しました。

それから、今回参加されなかった町内業者ですが、残るところは1社が登録上でございます。以上です。

○議長（西山和樹君） 篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） 入札の参加条件が登録をしている業者、それは当然であります、府内に本店または営業所を置く業者ということが条件とされておりますが、この府内を条件としたメリットですね、京都府内をエリアにしたそういう参加、入札をしたそのメリット、これについて伺っておきます。

また、町内にも参加資格を持った業者がいたということで1社あったということでありませんが、最近はこのパソコンのこういうウェブサイトといいますか、ホームページを見ないとうっかり忘れとったというようなこともございますが、この1社につきまして、どういう入札情報の徹底をされたのかということをお聞きいたしておきます。

それと、もう1点、京都府内といいますと、今回も町外業者が落札をされたということでありますが、こういう物品の場合でございますと、大手の業者になりますと、仕入れ価格も町内の業者は太刀打ちできひんというのは、これは実態であると思えますし、地域経済の活性化という点では、これ交付金事業でやっております、その意味も入っとるわけでありませんが、京都府内の地域活性化というのにはこれは役立ちますが、町内に対して、今回の入札がどういう効果をあらわしたのかと、その点について伺いをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長。

○監理課長（山田 洋之君） まず、町内という要件をしたメリットですけれども、先ほど言いましたように、資格というものを、物品なり製造の登録業者ということで、事前に審査を受けられた業者に限らせていただきました。町内の方は3社あるわけですけれども、一定、そういう面では、入札を希望されている業者だけになるかもしれませんが、受注機会が与えられたというふうに考えております。

それから、今回入札に参加をされなかった1社に対しては、どういうお知らせ等をおったかということでありますけれども、前回、5月には、指名競争で教育用のコンピューターを購入する際には、指名ということで20社を目標に、その方も指名通知をおったん

ですけれども、辞退をするというような内容でもございましたので、今回の公告は、ホームページ等をごらんになられて不参加という意向であったのかなという、これは推測でございますけれども、そういうことでございます。

また、府内まで広域に参加を求めますと、大手ばかりで、仕入れ価格に対しては太刀打ちできないということもございますけれども、そのあたりは、予定価格に応じて、それぞれ参加される業者さんの対応に伴うものであるということだと思っております。

地域経済の活性化につきましては、物品、工事に限らずですけれども、できるだけ町内業者さんに向けた参加資格を設定しておりますので、そういうことで、一定、受注機会を、こちら発注者としましては与えられたというふうに感じております。

交付金ですけれども、最終的に、地元の方が受注をされなかったら、最終的には、その目標は達成できないかもしれませんが、競争という中での結果でありますので、そこはご理解をいただきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） もう1社については何の連絡も、そういう情報も流してないということで、余りにも冷たいそういう対応であるなというふうに思いますし、今後はちょっともう少し考えていただきたいなというふうに思います。

しかし、このような入札方法を繰り返しておりますと、町外業者がすべて落札するんではないかなというふうに思います。それと、もう1点、京都府内に条件をつけたという点についても、このメリットを説明してもうたんですけれども、これは説得力が全くありませんね。安うするんやったら、もっとこれ、この条件外してしまっって、一般競争入札されたらどうですかね、これ。そんなもん何もありませんやん、こんなもん、メリットが。

もう一回、そのメリットについて聞いておきます。

それと、条件付が京都府内になりますと、これは町内業者は商売が成り立たんということにもなってきました、いずれは、これ廃業せざるを得ないという状況にもなってくる業者もあると思います。今、電子計算機の場合は、これ3社でございますが、町内電気業者15社でございますが、そういう業者についても、これいずれはこんなことばかりしとったら廃業せんなんという状況になってきますので、これは、本町内でこれおられる、住んでおられるということは、この町内で生活の糧があるからこれ住んでおられるわけでありまして、生活の糧がなくなれば、これは町外へ転出とかいうことになりまして、これは町勢が衰退をしていくという、人口も減少していくと、こういう状況がありまして、今でもそれが続いておりますが、それを食いとめるために町はどういうことをしていかなんのかという

ことから考えていかなんことがありまして、福知山市、京都市内の業者に発注をしましても、そのときは、今回ですと、126万8,000円ですか、これ安うなってよかったなど、予算が減ってよかったなど、町は得したということで、これはいくかもしれませんが、将来的に見ますと、やはりこの町内業者の育成、また、地域経済の活性化ということが大事だというふうに考えられますので、今後、どのような対応をされていくのか、その点について、町長にお伺いしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 篠塚議員のご指摘をずっと聞かせてもろって、私も、心情、町内業者で競争してもらった方がいいなという思いでいたんです。だけど、ちょっと時間をいただかんと、このことは慎重に取り扱いをさせてもらいたいという思いも傍らありますので、そのように今時点では答弁させていただいております。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長。

○監理課長（山田 洋之君） 直接のメリットにはならないかもしれませんが、まずは、町内から、せめて京都府内にそういう受注の参加を広げたということでございます。

3社というのが、数的にも少のうございますので、せめて20社程度は参加の可能性がある、数だけでいっているところもあるかもしれませんが、ある程度の数を見越した中で、結局、その数の中から何社参加されるかはわかりませんが、ある程度の数を想定した中で発注しております。

メリットは、今言いましたとおり、結果的には町内にメリットはなかったわけですが、広く京都府内には、その業者の方がメリットがあったというような解釈をしております。

○議長（西山和樹君） 岩田君。

○2番（岩田 恵一君） 私も、篠塚議員さんの関連でございまして。

今回は、町の持ち出しは一切ないというふうに聞いておりました、すべて国費で対応していくというようなことを聞いております。

こうしたことで、今回の結果を見ましても、到底、地元業者が太刀打ちできないような金額となっておりますし、結果として、入札に参加すれども太刀打ちできないというような状況になっております。

今後のことも含めまして、地元業者の優先とか、商業の活性化の意味合いからも、地元業者を対象として入札執行を図っていくということでのお考えがあるのかどうかということも町長にお尋ねしておきたいというふうに思いますし、そうしてほしいなという思いがあるので、私も。

それから、次の案件もそうですけれども、入札予定比較価格、今回、3,200万円に對しまして、落札は2,383万2,000円ですか、大体817万円ぐらいの差額がありますね。町内業者の最高でも2,692万7,000円、大体500万円ぐらいの差があるというふうに思うんですけれども、そもそも、もともとのその設計金額がどうやったんかということを疑われるんやないかと僕は思うんですわ。

本当に、この落札した業者が、同じような設計でうととる、証書にうたう品質、それから、規格に問題がない物品を納入してくれるかどうか、疑わしいというようなことも思いますし、これ、こうした金額で入るといふなら、もう少し設計金額の見積もり根拠が正しくなかったんかなという思いをするんです。

土木でもようあったと思うんですけれども、これ1社見積もりでしたら、その見積もり金額の7割とか6掛けとかいうことで設計を組んでいくと思うんですけれども、そういった設計根拠がちょっと危ういなという、これ見ただけですけれども、正しいんかもしれませんけれども、そういうように映るんで、その辺の根拠はいかがだったのかなという思いがしております。

そういった点についても、ちょっと少しお伺いしておきたいなというふうに思います。

○議長（西山和樹君） お昼の時間を過ぎますけれども、この議案だけを全部終えてからにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議ございませんか。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、1点、岩田議員にお答えしておきます。

確かに、町の持ち出しがないとかいう岩田議員の言葉がありました発言が本当にそうであったとしたら、非常に残念な入札方法だなというふうに一層思うわけですが、篠塚議員にお答えしたとおり、この入札方法については、今回は確たる答弁ができないという思いでおります。何とか町内業者で競争してもらいたいという思いがあることは申し上げておきますが、入札方法については、副町長も迎えましたので、新理事者で十分検討していきますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

その他については、担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長。

○監理課長（山田 洋之君） 2点ほどあったかと思うんですけれども。

ますます地元業者が太刀打ちでけんような状況でどうやということ、篠塚議員さんと内容同じようでありました。

今回みたいな何千万円というような大きい購入ではない場合ですけれども、できるだけ町内業者の方につきましては、指名競争の登録にない方につきましても、見積もり相手として参加をいただいて、少額ですけれども、そういうときには参加をいただくような機会も考えております。

それと、予定価格の設定の関係ですけれども、予算を計上するときに参考見積もりを徴収しまして、それをもとに担当者が再度積算をしたものによりまして、今回、予定価格、税込みで3,360万円という予定価格を設定したところでございます。

あと、800数十万円の差が出たというのは、入札の結果であったにすぎないのかなという感じは受けております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 村山君。

○6番（村山 良夫君） 前のお二人の方が質問されていることと重なるわけですけれども、地元の業者に対する配慮をある程度やっておかないと大変なことが起きると思うんです。これは今回の工事だけじゃなしに、土木工事とかそのほかのことも含めてですけれども、安ければいい、ちょっとでも予算が少なければいいという考え方でやりますと、地元の業者が成り立たなくなる。現実、土木関係ではそういう現象が起きてますし、今回の工事も、先ほどおっしゃったように配慮すれば、例えば、学校ごとに入札をすとかすれば、対象者が増えると思うんです。

そういう点で申し上げておきたいのは、この23号の台風が過去ありました。あのとき、被災地では、資材はもちろん、施工する業者もなくて、南丹土木事務所からも指名がかかってました。これは、逆に言いますと、この地域であれば、そういう災害のときに対応してもらえない、業者がなくなる、そういうこともありますので、これは考えるというよりも、やっぱり地域にある、地域で入ったお金を有効に使う。これは、有効に使うというのは、安くするんじゃなしに、地域の社会構造が変わらないようにするというのをちゃんと考えた上で、安ければいいというやり方は、もう既に、こういう言い方するとおかしいんですが、小泉政策で、日本の国がかなり低迷をしている一つの原因だと。やはり二の舞を踏むこと、特に、自治体ではそういうことは絶対許されないことだと思いますので、十分配慮の上でやってほしい、このように思います。

そうでないといろいろな問題が起きてくると思います。

これは、そういう電気工事だけじゃなしに、例えば、ショッピングセンターも同じだと思うんです。消費税の還付のことを考えますと、この地域にショッピングセンターがなくなれ

ば、消費税の還付は市町村にいつてしまうことになるわけですから、やはり広い意味で、地域の社会のあり方を考えた中で行政をやっていっていただくということが非常に大事やないか。安ければいい、予算が余ればいい、これには、私は非常に問題を感じてますので、基本的にそういうことを考えて、今後、行政をやっていっていただきたいというように、質問というよりも、お願いをしておきます。

○議長（西山和樹君） 答弁は求めませんか。

○6番（村山 良夫君） はい。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） ちょっと私も伺っておきたいんですが。

最近、京都府も、いわゆる入札の、これまででしたら、70%予定価格までとか、それを80%にしたとか、それをもう少し上げたとかいう見直しは、京都府自身、してきておるわけですがけれども、京丹波の場合には、そういう京都府に倣ってやってきとる経過もありますが、やっぱり先ほどもいろいろ出てますけれども、安けりゃええと、やっぱりまちづくりの問題でも、これ直接つながると思うんです。

先ほども、国保税の話もありましたけれども、町内に住んどって、行政の仕事を一つももらえへんと、滞納は、ほなら、経営が行き詰って増えてくると。やっぱり仕事をもらってこそ、またそういう協力やら、また、当然、税を納めるということになると思うんです。やっぱりそういうまちづくりの一つの位置づけとして、私は、これ入札方法というのは考えるべきやと思いますし、特に、この条件付というのを加えるのならば、町内の業者を条件付というように、そういう形にせんと、さっき、府内を条件付にしたということでございましたけれども、実際にその機会を与えてもうても、受注機会を、入札で落札せなんだら何もならへんわけで、ただ単なる、いわゆる行政の言い方だけであって、業者そのものは何もプラスにならんというふうに私は思います。先ほど、指名の関係も競争の原理で10社とか20社とかいうのを言われましたけれども、実際に4年間の間を見とったら、2社のときもあつたんですね。それを私が聞いたら、いやいや、もうそれしかなかつたんやと、競争原理は働いとんねやというような、やっぱり一貫性を持って入札というのはやっていただかんと、都合によっては、2社でも競争原理は働いておると。先ほどの答弁では、10社とか20社なかつたら競争原理は働かんというような、そういう使い分けをせず、やっぱり私はやっていくべきだというふうに思いますので、その点、強く申し上げておきたいというふうに思います。

やはり町内の業者が、やっぱりレベルもそりゃいろいろあるわけですがけれども、そのレベルにおいて、やっぱり町は仕事も発注をしていくと。もちろん、一定の規模以上のものは、

町外や、広くやっぱり入札すると、これは当然だと思うんですけども。

やはりそういう取り組みをしていかんと、やっぱり先ほども出てましたけれども、ほんとに疲弊していくと、どんどんこういうことについて、ほんまにどう見ておるんだということ、私にはほんとに強く訴えたいと思うんですが、その点について、ちょっと見解を伺っておきたいというのが1点。

それから、現在、議案として出ておりますこのデジタルテレビの関係で伺っておきたいと思うんですが。これ、各教室にこれ全部配置するということになっとなんですが、具体的な活用ですね、国から100%来るさかいにとにかく配置するということではなしに、実際に教育の現場においてどういう形でこれが活用されるかと。それから、また、これ足付ですので置いとく場所によっては、子供が教室で暴れるということはないかもしれませんが、さわったり当然するわけでございますので、倒れるということもあるんじゃないかというふうに思うんですが、そういう管理の面とか、それから、実際にこれの維持管理ですね、維持していく費用というのはどれぐらい見込んでおられるのかと。当然、こういうものでございますので、一定期間を過ぎたら、また更新ということもあるんですが、そういうようなことも当然考えて導入ということなのか。

国が地デジ対策だとか言うて進めとんだということですけども、それをほならとにかくすべて入れて、将来、継続してどうしていくんやということもあって当たり前だと思うんですが、ちょっとその点について、どういう現場としては考え方なのか、伺っておきたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長。

○監理課長（山田 洋之君） ご質問でございますけれども、きのうでしたか、新聞にも報道されておりましたけれども、京都府が工事等の最低制限価格の見直しをしたというようなことも聞いております。工事だけに限らずですけども、町としましても、今後とも、最低制限価格の底上げといたしますか、見直しを今後検討していきたいと考えております。

それから、こういった価格競争ばかりでは地元が疲弊するというようなことでございますが、もちろん、担当課としましては、町内業者の育成も片方ではその業務を担っておりますので、競争性と、また、地元業者の育成ということを両立させながら、今後ともよりよい入札方式をとって地元の方が受注されるようなことで、今後も進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（西山和樹君） 野間教育次長。

○教育次長（野間 広和君） 今回のテレビの購入につきましては、平成23年7月のテレビ

放送の完全デジタル化に対応するために、アナログテレビからデジタルテレビに買い換え、視聴できる環境の整備を行うということもあるわけですが、効果といたしましては、高画質、高音質の映像によりまして、児童生徒の興味・関心を向上させることができること。あるいはパソコンを接続したり、デジタルカメラ等のデータを活用したりして、周辺機器等との連携により、大きな学習効果を得るということを目指しておるわけでございます。小学校の新学習指導要領によりまして、コンピューター等の基本的な操作を身につけることや、各教科の授業においてテレビ等を用いたり、あるいはコンピューターを用いたりということで、道徳の時間の中でも、情報モラルの指導に留意しなさいということになっておりまして、同じく、中学校の新学習指導要領によりましては、それを有効に活用するというようになっております。

こういった情報化した学習指導の対応をするためには、デジタルテレビの整備や他のITの新改革戦略の目標を達成して、効率的、そして、効果的な教育を行いたいというふうに思っております。

なお、先ほどありましたディスプレイスタンドにつきましては、地震などで転倒しないような安全機能を付した製品ということで、注文をさせていただいております、つり型ということも考えたわけですが、それも落下の可能性があるということで、こちらの方にかえさせていただいた経過がございます。

そして、維持管理についてでございますが、今回、84台のデジタルテレビということで、全体では45万8,000円、年間かかるというふうに思っております。一番多いひかり小学校では、年間9万2,800円程度、一番少ない須知幼稚園で、年間で約1万1,000円の経費がかかる予定としております。

以上、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田均君） ちょっともう1点お尋ねしておきたいんです。

実際どれぐらい授業で活用できるのかと。テレビばかりいつも見とるわけやないと思うんです。そりゃ当然、道徳で見たとか、そりゃ理科で見たとか、これはまあ当然それ必要な場合もあるけれども、理科の授業でいつもそれをほならテレビ使て見るということもないと思うんです、教科書が基本やから。具体的に、ほなら、それぞれ、まあ言うたら、1学年の一教室に一つあるわけなんで、実際にこれどれぐらい活用されるのかと。悪いことやないと思うんです、この導入が。しかし、実際どれぐらい活用というのは、現場としては、一日のうちに1時間使われるのか、いや、二日に1時間なのか、それは見込みは、見通しというか

は、毎日使うということなのか、ちょっとその辺だけ伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 野間教育次長。

○教育次長（野間 広和君） 今のところ、一日に4時間程度ということは目標にしているんですけども、そんなにたくさんも指導ができませんので、コンピューターとあわせて、学習のテキスト等をそちらに利用させていただく。さらには、今回の電子黒板機能付テレビという部分については、その部分を活用し、電子ペン等を利用して、学習のテキストの上に記入ができたというように活用したい。あるいは音楽等々、そして、美術等々につきましても、そのテレビを利用して、映像等で彩色、色彩等を勉強していきたいということもございますし、英語等の授業につきましても、音等でその国の、そして、その国に住んでおられる言語といいますか、生の英語を勉強していきたいということで、今後、私どもの指導主事のもとに、各学校に指導をしていきたいというふうに思っております。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 外国語も大事やけど、まず日本語をしっかりと教えていただくということをお願いいたします。

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第123号を採決します。

議案第123号 平成21年度 学校情報通信技術環境整備事業 京丹波町立学校教育用デジタルテレビ及び電子黒板機能付きデジタルテレビ等購入契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第123号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開は1時30分にしたいと思います。

休憩 午後 0時20分

再開 午後 1時30分

○議長（西山和樹君） 全員おそろいでございますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

《日程第25、議案第124号 平成21年度 学校情報通信技術環境整備事業 京丹波町立  
学校教育用及び校務用コンピュータ等購入契約について》

○議長（西山和樹君） 日程第25、議案第124号 平成21年度 学校情報通信技術環境  
整備事業 京丹波町立学校教育用及び校務用コンピュータ等購入契約についてを議題といた  
します。

これより質疑を行います。

篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） 今回のこの入札も条件付一般競争入札ということで、この入札方式  
につきまして、再度確認をさせてもらいたいと思っております。

これは、指名競争から一般競争入札になるということで、これはいろいろな業者等のそう  
いういろいろな汚職事件も発生しまして、その時点で、そういうことのないようにというこ  
とで改革されたわけでありまして、そのときに、一般競争入札にすれば、これ町外業者が入  
ってきて、これは、町内業者、なかなか立ち行かんというような話もございまして、どう  
するんかということで問いましたところ、これは条件つけますと、条件付にしますというこ  
とで、その町内業者にこれはするために、限定して条件をつけますという説明でありまして、  
ですから、その時点では、私、この京都府内の営業所、所在地のこの条件というのが、そん  
なことは聞いてなかったわけでありまして、それはそれで変えるのであれば、それ以後、何  
かあったと思うんですが、全然聞いてないということもございまして、その当初からこう  
いう方針であったのか。私が聞いたのは、条件付と言うたら、もう町内業者ということにい  
きますということが、そやったらまあええなということで納得したわけでございますが、い  
つからこんな方式に変更されたんか、その経緯についてお伺いをいたします。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長。

○監理課長（山田 洋之君） 私の知り得るところなんですけれども、過去の経過から、従来  
の指名競争入札から一般競争入札にするということで、その要件については、もうすべて町  
内やということもあったかもしれんですけれども、例えば、大型の大規模の工事ですか、  
特殊な工事につきましては、町内業者の方の技量ということもありますので、基本は、やは  
り町内業者の方という考えは変わっておりませんが、その都度、指名委員会等で協議  
を重ねて、要件を設定してきたところでございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） その、私が聞いた時点から、これは発足したときからの経緯については聞いてないということですが、しかし、これは、それから監理課もできまして、そのときは土木建築課が担当してましたものが監理課になったということでもありますので、その辺のちょっと経緯についてはこれ調べといていただきたいなというふうに思うんです。

でないと、一たん説明したものをまた変更するというのであれば、これはやっぱりそれなりの説明があってしかるべきだというふうに思いますので、その経緯についてまた調べておいていただきたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長。

○監理課長（山田 洋之君） 管理課ができた経緯もごございますので、今、議員さんおっしゃられましたことを調査いたしまして、機会がありましたら報告をさせていただきたいと思えます。

○議長（西山和樹君） 篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） 私が聞きましたのは、産業建設常任委員会の委員会で担当課長より説明がありましたので、その会議録を見ていただければ明確だというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 私も何点か伺っておきたいんです。

今回、パソコンをそれぞれ教育用と校務用ということで配置をするということになるわけなんですけれども、いわゆる個人といいますか、それぞれ教職員の方が使うということになりますので、いわゆる管理規定ですね、そういうものはあるのかどうか。今後考えるということなのか。やっぱり管理をどうするかという問題にもかかわってきますので。

あわせて、維持管理の費用というのはどれぐらい見ておるのかということ。特に、こういう機械ですので、故障とかいうのも当然あるわけですので、非常に個人の責任に帰す分と、町が直すという部分との境目が非常に難しいと思いますが、その辺の考え方はどうなのかということをお尋ねします。

○議長（西山和樹君） 野間教育次長。

○教育次長（野間 広和君） 管理規定につきましては、今のところは考えておりません。

そして、維持経費という部分につきましては、教育用及び校務用パソコンにつきましては、3年間のパーツ保証があるということで、出張旅費プラス部品は無償というような契約をさせていただいているところです。

よろしくをお願いします。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） このパソコン1台がどれぐらいの程度かわかりませんが、消耗品として見るのか、やっぱり備品としてきちっと見るということになれば、一定の管理規定を持って、例えば、異動する場合もあるわけですから、どういう形できちっと引き継ぐかということも、これ当然あると思いますので、やはりその辺は、これまでのような細かい規定というよりも、やっぱり内規的なものを含めてきちっとつくっておくということが私は当然だと思えますけれども、その点について改めて伺っておきたいというように思います。

それから、町長にお尋ねしておきたいと思えますけれども。

条件付一般競争入札ということで、今も篠塚議員からもあったんですが、もう少し明確にしておく必要があるのではないかと。もちろん、大きな金額の場合には、当然、町内業者が無理やということもあるわけですので、一定のやっぱり基準を決めて、町内業者であれば条件付にしていくとかいうのを、もうちょっとわかりやすくしていただくということが大事やないかというように思えます。

これは、ただ、今、コンピューターのことが出ておりますけれども、それだけではなしに、全体をやっぱり総点検をしていただくということが私は必要だと思えます。

今、実際に町内で、町が発注して仕事を起こしていくということを考えてみますと、一般の土木以外に、午前中にありましたケーブルテレビのいわゆる宅内への引き込みなどもこれからやっていくわけですが、そういうのも、ほんとに町内のできる業者であれば、研修も深めて町内に限定するとか、できん分は町外とかいう一定やっぱり条件も見ながらやらんと、とにかく安けりゃええと、もうどんどん府下全部が対象やということになったら、ほんまに町内の業者の方ははじき飛ばされる部分もありますし、それよりも、現場へ行って、例えば、一定の機械があったら、すぐ見積もりができるという機械もあるようでございますけれども、やっぱりそういうことをすることの方が住民にとってはプラスになり、判断もしやすいわけです。一たん帰って、見積もりして、また届けるわということをしなくてもそういうことができるわけですので。例えば、そういうことでも、もっと住民本位にやっぱり考えていくべきやないかと。やっぱり業者の育成ということも含めて私は考えていくべきやと思えますけれども、その点について伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今回のこの契約案件のご承認を求めてお諮りをしたところ、それぞれの立場から審議を深めていただいておりますことを、まず、敬意と感謝を申し上げたいという気持ちでおるんですが。

入札のいろいろな便宜、便法について、いろいろご審議をいただいております。まちづくりの観点からも考えていかんとあかんのやないかと、町民本位と申しますか、町民目線とかいう話になるんですが、そもそも、民主的に事を進めたらどうだというご提案だというふうに大きくは受けとめてます。

民主主義はルール主義とも申します。もっと表現かえますと、法治国家、法にのっとりおさめていくということに表現をかえることができるんだと思うんですが、入札関係について、ルールさえしっかり改定するならば、多分、山田議員が今ご指摘いただいているようなことすべて網羅できるんじゃないかと。心情的には、ほんとに町内の業者、まちづくりという視点で町内業者に競争してもらうことが最も望ましい姿だなという思いでいることはまず表明しておきたいと思います。

技術、そして、保守管理、これらについて、おこがましくも、職員側から業者を育成してなんぞという言葉も出ておりましたが、職員こそ、いま少し研究して、町内まちづくりについていろいろな視点を持ってもらいたいと、そんな思いでいることは表明して、答弁にさせていただきます。

○議長（西山和樹君） 野間教育次長。

○教育次長（野間 広和君） 先ほどの件でございませけれども、もちろん、ウイルス対策とか持ち出しとか、児童生徒の成績あるいは個人情報が多く含まれておまして、漏えいを防ぐという意味でも、校長先生の管理ということにはしているわけですが、全体を通じまして、校長先生とご相談させていただいて、一定、内規をつくっていきたいというふうに思っております。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 今、町長の方から、入札のことについて答弁あったんですけれども、ちょっと担当課長にお尋ねしておきたいんですが。

先ほど、担当課としてのいろいろな分野のこともあったんですが、やはり公平・公正にされるということと同時に、町内の業者の育成ということも言われたわけでしたので、やはりそういう面では、全国でいろいろなやり方もやられておるわけですから、やっぱり研究をしたり、調査をして、京丹波としてはどうすんのんだという、やっぱり担当課として研究もする、調査もする、一定の方向も示していくということが私は必要だというふうに思うんです。

やはり一番、町長も言われるように、町政の主役は町民でございませ。町民の血税によって職員は給料をもらっておるわけですから、どういふように町内の業者をほんとに励まして

いたり、仕事をつくっていくかということも、やっぱり責任が求められると。やはりそういうことによって町との信頼関係ができたり、しっかり税も納めていただくという、やっぱりそういうところへもつながっていきますので、税は税務課ということで私はないと。それぞれの分野、担当課が、やっぱりそういう幅広い視点に立って取り組んでいくことが私求められておるといふように思いますので、ぜひそういう立場で担当課としての取り組みも進めていただくべきだといふふうに思いますので、その点、ちょっと見解を伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長。

○監理課長（山田 洋之君） それぞれの議員から、いろいろなご意見をちょうだいしております、今もありましたように、公平・公正の、また、競争性も保ちつつ、今後におきましても、研究も重ねる必要があると思っております。

総合評価の方式とかも試行段階ですし、何回も言いますが、町内業者の偉そうに言うわけじゃないですけども育成というようなこともございますので、今後さらに研究を重ねてまいりたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 小田君。

○14番（小田 耕治君） パソコンに関連して、ちょっとお尋ねするんですけども。

パソコンの今回購入という契約になっておるわけなんですけれども、これは、箱詰めで購入するという形になるのか、教育用は教育用として初期設定をしたような形の購入、校務用は校務用で初期設定をしたようなパソコンを購入するというような形になるのかどうかということと、それから、もしそういう形じゃなくて、全くの新品の形で購入するんなら、初期設定というのが必要になったり、あるいは校務用については校内LANで接続するというお話を聞かせてもろとんですけれども、そういう作業というのは、LANの接続については業者が必要やと思うんですけども、パソコン設定というのは、基本的な考え方として、それぞれの学校の先生方でされるのかどうか、その点をお伺いしておきたいといふふうに思います。

○議長（西山和樹君） 野間教育次長。

○教育次長（野間 広和君） 一応、業者の方に契約の中に込みで入れさせていただいて、設定していただく予定にしております。

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第124号を採決いたします。

議案第124号 平成21年度 学校情報通信技術環境整備事業 京丹波町立学校教育用及び校務用コンピュータ等購入契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第124号は原案のとおり可決されました。

《日程第26、発委第4号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書》

○議長（西山和樹君） 日程第26、発委第4号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書を議題といたします。

本件について説明を求めます。

岩田君。

○2番（岩田 恵一君） 今般、意見書の提出を求める電源立地地域対策交付金制度は、電源地域で行われる公共用施設整備や住民福祉の向上に期する事業に対して交付金を交付することで、発電用施設の設置にかかわる地元の理解、促進を図ることを目的としているところであり、本町では、和知ダムにおける発電所の設置に伴う交付金、年額、大体、上限が450万円でございますが、を、今日まで受けてきたところであり、発電所周辺地域の主に未整備町道の舗装事業などに活用してまいりました。

今回、平成22年度末をもって、多くの関係市町村で交付期限を迎える水力交付金について、これまでの交付実績等から、恒久的な制度とするよう、関係市町村と歩調を合わせ、意見書を提出するものでございます。

それでは、朗読をさせていただいて、意見書の案ということにさせていただきます。

発委第4号

平成21年12月24日 京丹波町議会議長 西山和樹様

提出者 産業建設常任委員会委員長 岩田 恵一

電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣でございます。

中身でございますが、めくっていただいて、電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書。

電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域対策交付金相当部分（水力交付金）は、水力発電ダムにかかわる発電用施設周辺地域住民の福祉の向上と、電源立地の円滑化に資することを目的に創設されたものであり、関係市町村ではこの水力交付金を活用し、防火水槽や防災無線等の公共施設の整備、診療所や保育園の運営費等への充当による住民生活の利便性向上を図っているところである。

しかしながら、現在の制度では、交付対象市町村の多くが、間もなく最長交付期間の30年を迎えることとなるが、その場合、水力発電施設の円滑な運転継続や新規の電源立地に支障を生ずることが危惧される。

豊富な水資源に恵まれた我が国において、水力発電は、原子力発電や火力発電に比べ、環境への負荷が少なく、再生可能なエネルギーとして、これまで、電力の安定供給に大きく寄与してきたが、その背景には、水力発電施設の建設に協力してきた関係市町村の貢献があることを十分認識すべきである。

よって、国におかれては、平成22年度末をもって、多くの関係市町村で交付期限を迎える水力交付金について、過去30年間にわたる交付実績や、今後とも安定的な水力発電を維持する必要があること等を考慮の上、平成23年度以降は恒久的な制度とすること。及び原子力発電交付金との格差を踏まえた交付金の最高限度額及び最低保証額の引き上げなど、交付条件の改善や事務手続の簡素化を図られることを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年12月24日

京都府京丹波町議会議長 西山和樹

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより発委第4号を採決いたします。

発委第4号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

《日程第27、閉会中の継続調査》

○議長(西山和樹君) 日程第27、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会の各委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規程により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長さんからお申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、平成21年第4回京丹波町議会定例会はこれをもって閉会いたします。

閉会 午後 1時50分